

幼稚園教諭を取り巻く 現状について

目次

(1) 幼児教育施設全体の動向について… p 3～

- 幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較
- 幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較
- 小学校就学前の子供に対する学びや育ちを支える国の支援体制（イメージ）
- 主な幼児期の教育に関する施設類型の比較
- 幼保小接続に関するこれまでの経緯
- 「幼児教育センター」の設置等による幼児教育推進体制の充実
- 「幼保小の架け橋プログラム」の推進について
- 幼保小の接続（架け橋プログラム）の取組の課題
- 幼稚園等と小学校における接続の状況
- 幼稚園等における預かり保育等の実施園数
- 障害のある幼児等の数
- 外国人幼児等の数

(2) 幼稚園教諭の養成課程の動向について… p 17～

- 我が国の教員免許制度について
- 普通免許状の取得に当たって修得を要する単位（幼稚園教諭・小学校教諭）
- 幼稚園における幼稚園教諭免許と保育士資格、小学校教員免許の「併有状況」
- 幼稚園教諭（現職）の学歴の状況
- 幼稚園教諭（新規）の学歴の状況 –免許種ごとの授与件数より–
- 教職課程を有する大学等における幼稚園教諭の免許取得状況
- 養成課程の学生の意識の変化について（主に実習の観点）
- 幼稚園免許が取得可能な大学数の推移（増減数）

目次（続き）

（3）幼稚園教諭の採用等について… p 27～

- 幼稚園教諭・保育士の有効求人倍率
- 幼稚園教諭免許取得学生等の就職先
- 採用にあたっての学生側の意向・動向
- 幼稚園教諭の早期離職者について
- 幼稚園教諭の離職理由
- 幼稚園教諭の感じる人間関係の負担感
- 幼稚園教諭の仕事の継続意向
- 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）

（4）幼稚園教諭に対する研修の実施状況について… p 36～

①園での研修

- 幼稚園等における研修の実施・参加状況
- 幼稚園等における研修の実施頻度（公私別）
- 幼稚園等における研修（主な内容）
- 幼稚園等における研修（0～2歳の未就園児関係）
- 幼稚園等における研修ニーズ
- 幼稚園等における園内研修の実施時間と実施上の課題

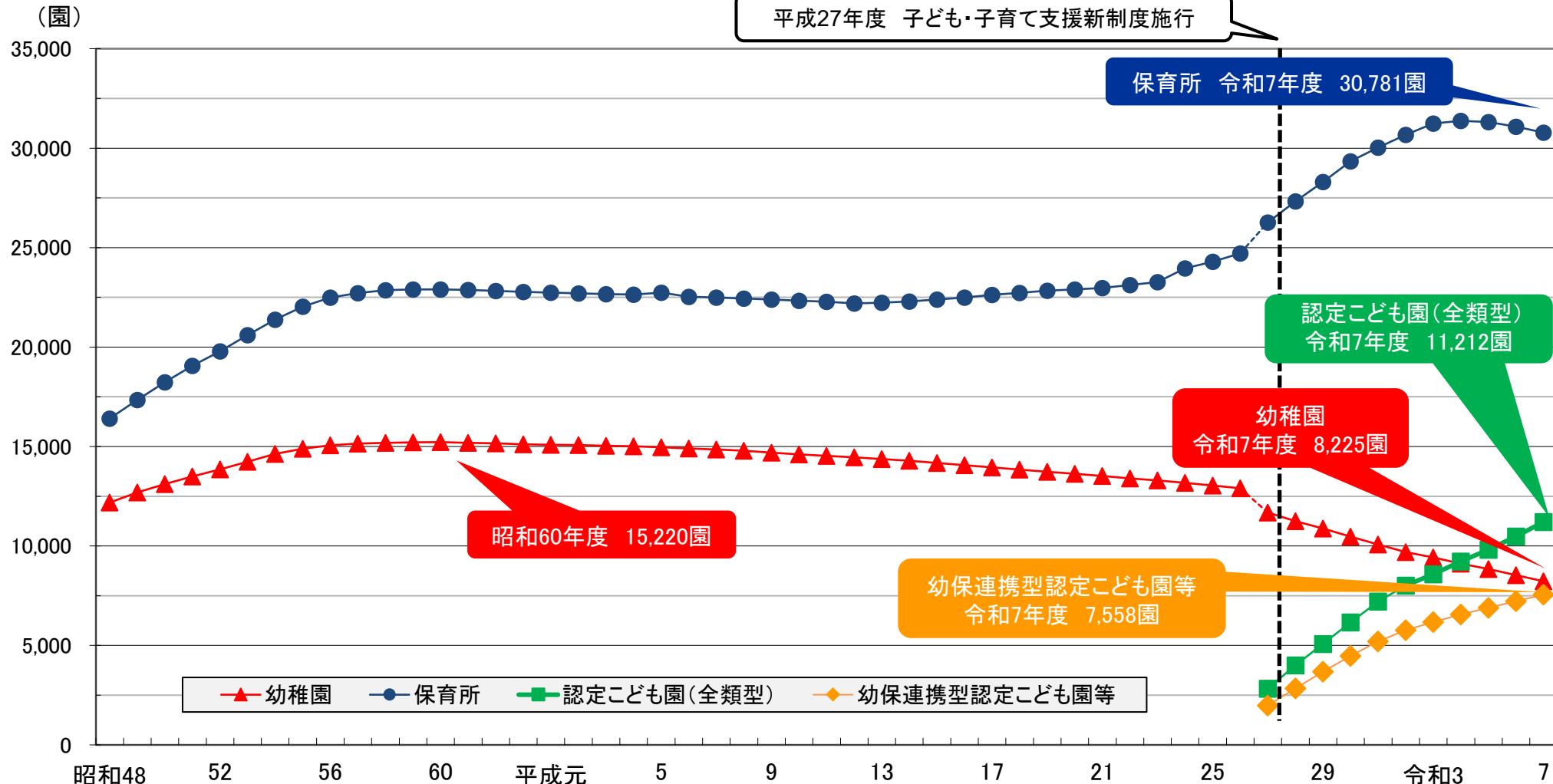
②地方自治体での研修

- 自治体による公立幼稚園等への研修の制度（法律）
- 自治体における幼稚園等に対する研修の実施状況
(①法定研修、②幼保小の研修、③その他の研修)

(1) 幼児教育施策全体 の動向について

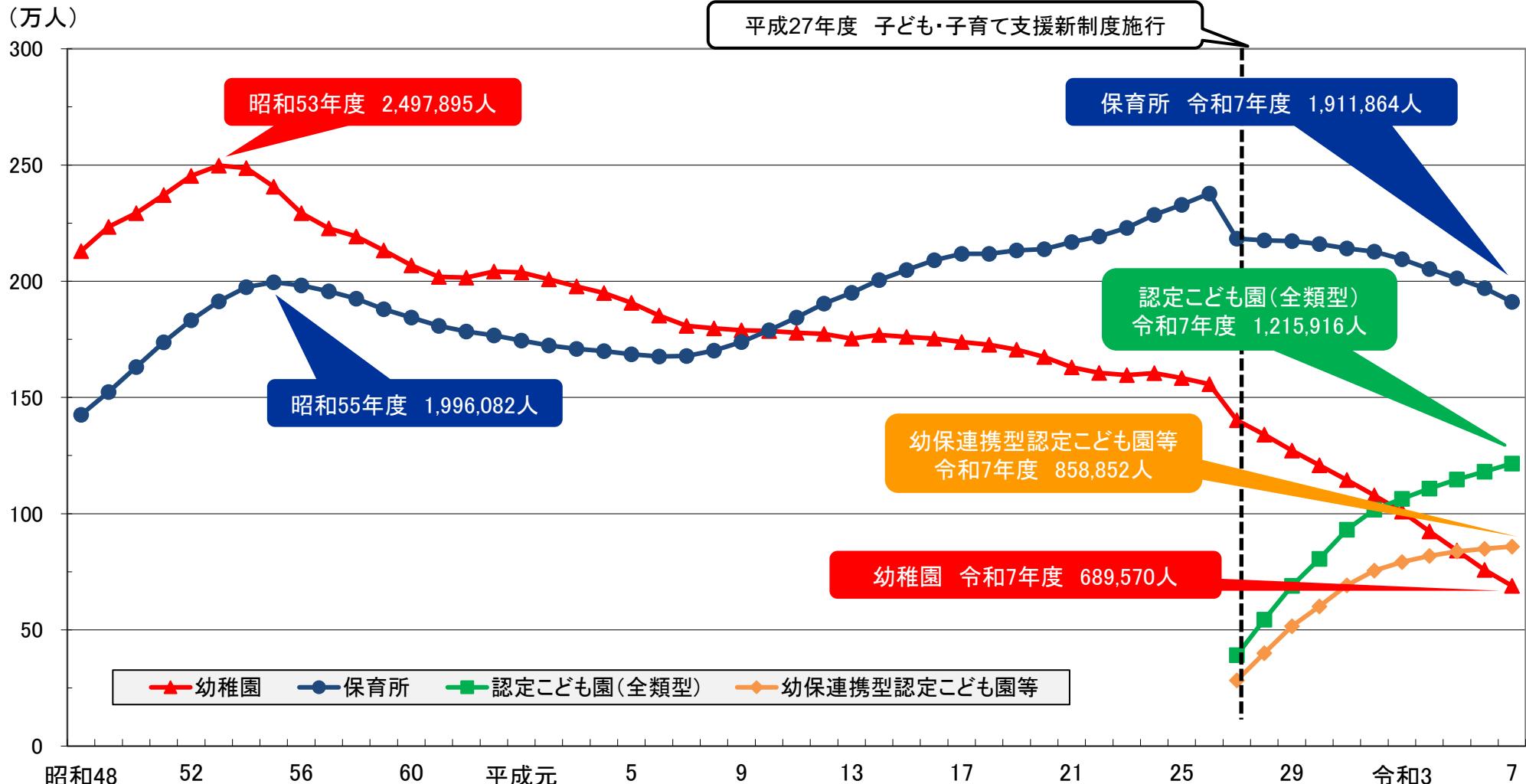
幼稚園・認定こども園・保育所 施設数年次比較

平成27年度 子ども・子育て支援新制度施行



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在。令和7年度のみ速報値。）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より。
 ※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。

幼稚園・認定こども園・保育所 在園者数年次比較



- (注) ・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（※平成27年度より）を含む。
 ・幼保連携型認定こども園等は、幼保連携型認定こども園と地方裁量型認定こども園の合計。
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。
 ・幼稚園の数値は「学校基本調査」（各年5月1日現在。令和7年度のみ速報値。）、認定こども園の数値は「認定こども園に関する状況について」（各年4月1日現在）より。
 ・保育所の数値は「保育所等関連状況取りまとめ」（各年4月1日現在）より。
 ※平成26年度以前の数値は「社会福祉施設等調査」（各年10月1日現在）より推計。

小学校就学前の子供に対する学びや育ちを支える国の支援体制(イメージ)

文部科学省

- ・幼児教育の振興を所掌。
- ・幼稚園を所管、認定こども園を共管。
- ・幼児教育の質の向上や小学校教育への円滑な接続等に向けた環境整備を支援。

こども家庭庁

- ・就学前の子供の健やかな成長のための環境の確保、子育て支援を所掌。
- ・保育所を所管、認定こども園を共管。
- ・給付を含む子育て支援全般を実施。

小学校

円滑な接続を
目指す

幼稚園

- 幼稚園教育要領
- 幼稚園教諭の養成等

認定こども園

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領
- 保育教諭（幼稚園教諭 + 保育士）

保育所

- 保育所保育指針
- 保育士の養成等

3施設の教育内容の基準の整合性を制度的に担保。

幼稚園教諭と保育士資格の併有を促進するため、片方の免許（資格）がある場合に追加で修得する単位数を特例的に軽減（～令和11年度）。

文部科学省としては、施設類型によらず小学校就学前の全ての子供たちの学び（幼児教育）を支え質の向上等を図り、小学校以降の教育に円滑に接続することが重要と認識。

主な幼児期の教育に関する施設類型の比較

(出典) 学校基本調査(令和6年5月)、新制度への移行状況等調査(令和6年4月)、認定こども園に関する状況について(令和6年4月)、社会福祉施設等調査(令和5年10月)

	幼稚園			認定こども園				保育所	
	公立	私立		幼稚園型	幼保連携型	保育所型	地方 裁量型	公立	私立
		私学助成園 (私学助成の対象)	新制度園 (子ども・子育て 支援制度の対象)						
園数	約7,000園			約10,500園				約2.2万園	
	約2,400園	約3,200園	約1,400園	約1,500園	約7,100園	約1,800園	87園	約6,300園	約1.6万園
幼児数	約7.6万人	約37万人	約15万人	約17万人	約84万人	約16万人	4,980人	約51万人	約126万人
法的 性格	学校			学校	学校 かつ 児童福祉 施設	児童福祉 施設	認可外 施設	児童福祉施設	
職員の 性格	幼稚園教諭（免許状）			3歳以上 …併有が望ましい 3歳未満 …要保育士資格	保育教諭 幼稚園教諭免許 + 保育士資格	3歳以上…併有が望ましい 3歳未満…要保育士資格		保育士（資格）	
教育内容の 基準	①幼稚園教育要領			②を踏まえると ともに、①及び ③に基づく	②幼保連携型 認定こども園 教育・保育要領	②を踏まえるとともに、 ①及び③に基づく		③保育所保育指針	

※ 1 私学助成園

- ・入園選考……各園の受け入れ方針に基づき選考
- ・保育料……各園が決定

※ 2 新制度園、認定こども園、保育所等

- ・入園選考……入園の申し込みがあった場合、応諾義務がある（利用定員を超える場合には、公正な方法等により選考）
- ・保育料……上乗せ徴収等については、保護者からの文書での同意が必要

幼保小接続に関するこれまでの経緯



幼稚園教育の成果を小学校へつなげるため、意見交換などを通じて**幼児と児童の実態や指導の在り方について相互理解**を深めたり、**幼児と児童が交流**したりするなどの連携や交流を図る。
(答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」)



幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続のため、**子供同士の交流活動や職員同士の情報共有の機会**などの連携を図る。
(幼稚園教育要領等)



子供の交流活動や教職員の意見交換等は実施されてきたが、「接続関係を具体的にすることが難しい」等の理由から**幼保小接続のための取組が十分とはいえない**。今の学びがどのように育っていくのかを見通すことができ、今の学習がどのように育ってきたのかを見通すことができる**教育課程の編成・実施**が求められる。
(「幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続の在り方について(報告)」)



幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る観点から、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を新たに位置付けることや**学校全体で取り組むスタートカリキュラム**とすることが必要である。
(答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」)



小学校教師との意見交換会や合同の研究、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有など、小学校教育との円滑な接続に努めること。
(幼稚園教育要領等)



5歳児と小学校1年生の各カリキュラムがバラバラに策定され理念が共通していない、小学校側の取組が教育方法の改善に踏み込みます学校探検等にとどまる等から、**5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉えることを推進**。

生活科を中心とした合科的・関連的な指導の工夫（スタートカリキュラム）を行う。
(小学校学習指導要領)



幼保小が教育課程の違いを越えて相互理解を深めるためには、**協働し共通の視点を持って教育課程や指導計画等を具体化できるよう、架け橋期のカリキュラムを作成することが重要である**。
(審議まとめ「学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～」)

「幼児教育センター」の設置等による幼児教育推進体制の充実

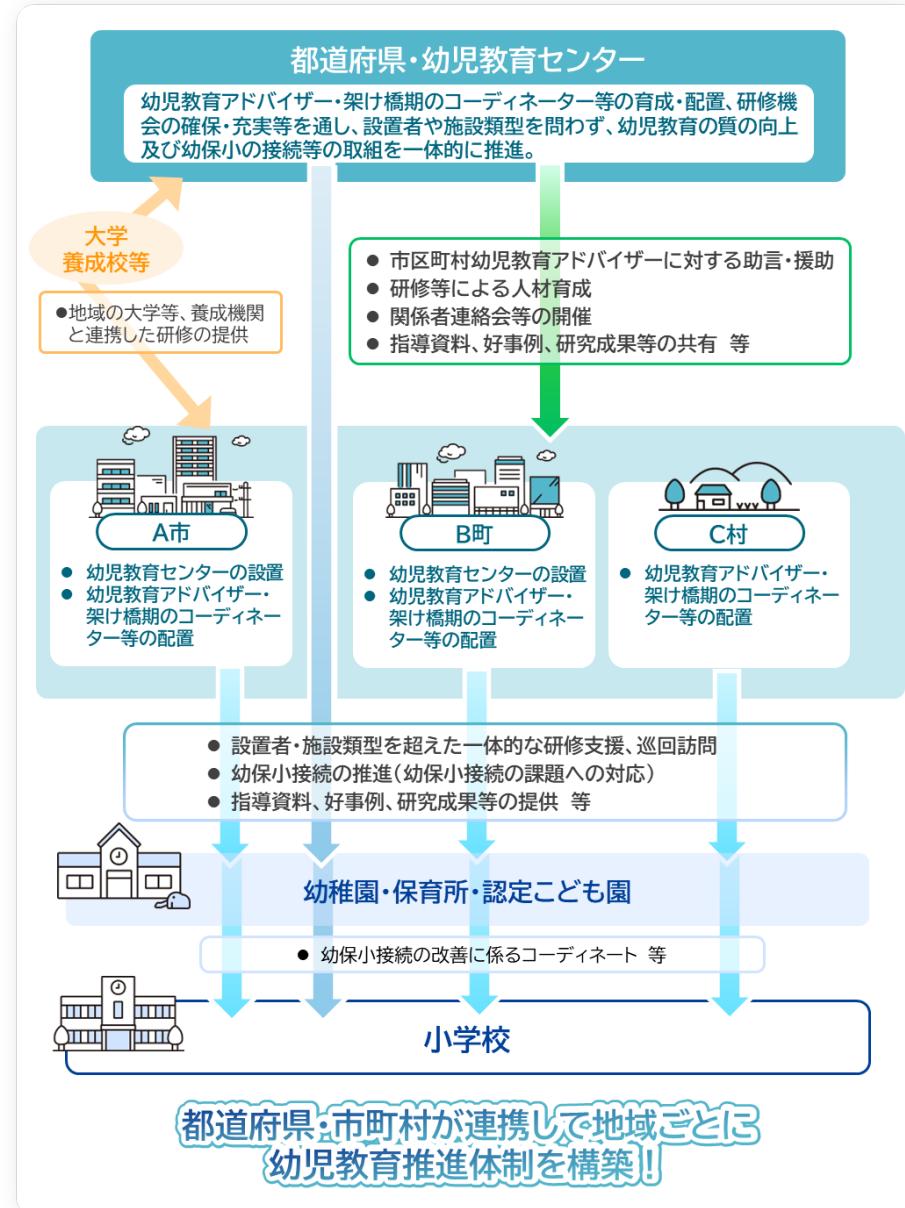
幼児教育センター

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、設置者・施設類型の垣根を越えて、地方公共団体における地域の幼児教育の拠点として、保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進。
- 幼保小の担当部局の連携・協働や幼保の担当部局を一元化し、地方自治体において、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進。

【幼児教育センターの役割の例】

- 幼児教育施設に対する助言・援助・情報提供
- 幼稚園教諭・保育士・保育教諭に対する研修
- 幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究
- 幼児教育アドバイザー等の育成・配置
- 幼児教育施設への幼児教育アドバイザー等の派遣

など



「幼保小の架け橋プログラム」の推進について

幼保小の架け橋プログラム

幼保小の架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）の教育の充実を図るため、0歳から18歳の発達や学びの連続性を踏まえ、5歳児のカリキュラムと小学校1年生のカリキュラムを一体的に捉え、地域の幼児教育と小学校教育の関係者が連携・協働して、カリキュラム・教育方法の充実・改善を促進し、域内の全ての子供に学びや生活の基盤を育むことを目指す取組。

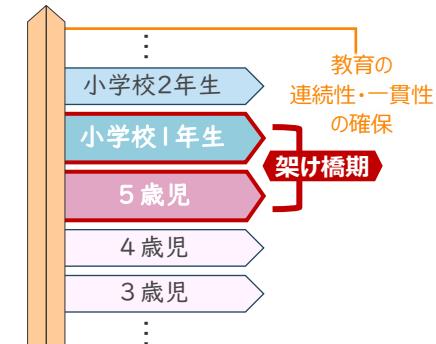
※文部科学省において、令和4年3月に、「幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き」と「参考資料」を作成

架け橋期のカリキュラム

幼保小の先生が、相互の教育内容や教育方法の充実を図るため、共通の教育的視点を基に、協働して作成する架け橋期(5歳児から小学校1年生までの2年間)のカリキュラム。

【参考】

幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き 等



地域における体制のイメージ

自治体における取組

地域の全関係機関の参画による「幼保小の架け橋期のカリキュラム」の作成、実施、評価、改善

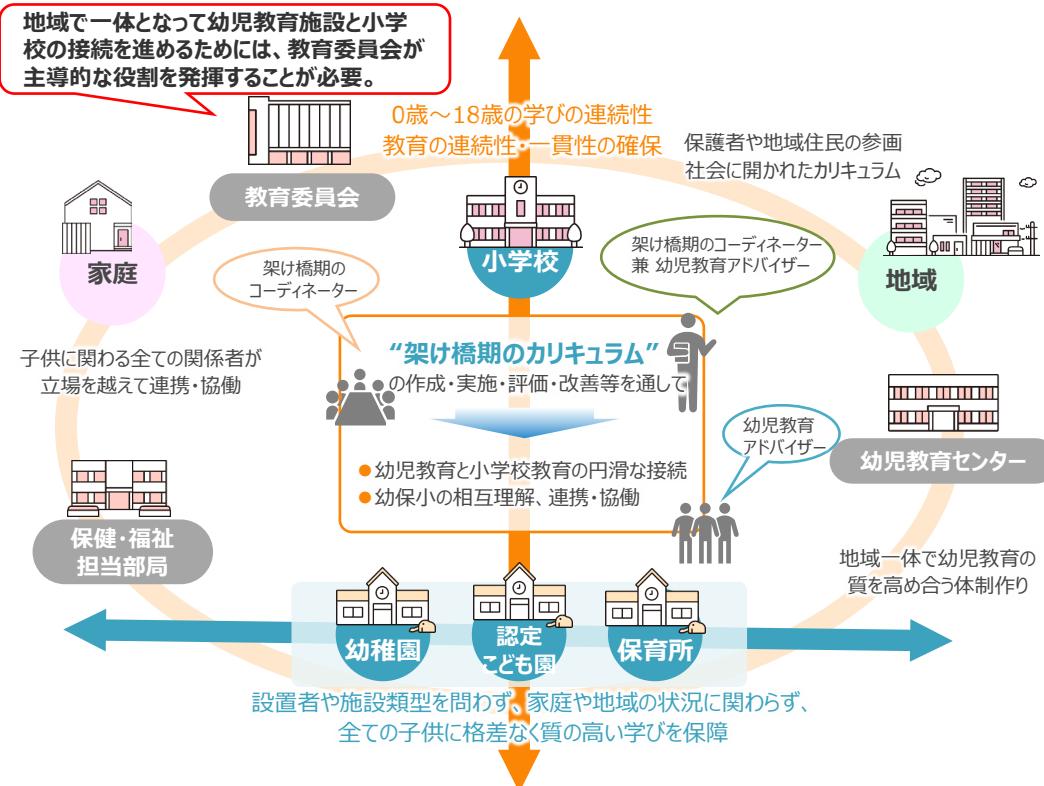
架け橋期のカリキュラム開発会議

構成員

- 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校
 - 教育委員会、子育て担当部局
 - 教員等養成や研修に関わる大学や専門学校
 - 幼保小の関係団体・保護者や地域の関係者
 - 架け橋期のコーディネーター、幼児教育アドバイザー、有識者 等
-
- ##### 取組内容
- 架け橋期のカリキュラムの作成
 - カリキュラムの実施に必要となる研修
 - 持続的・発展的な架け橋期のカリキュラムに必要な支援
 - 国による架け橋期の教育の質保障の枠組みからの助言や各園・小学校の実践の検証結果を踏まえ改善 等

幼保小の円滑な接続に向けた助言を行う架け橋期のコーディネーター等の派遣など、持続的・発展的に実施する組織体制の構築

各幼児教育施設・小学校における架け橋期のカリキュラムを踏まえた
教育課程編成・指導計画の作成、実施、評価、改善



「幼保小の架け橋プログラム」の推進について

地域における「幼保小の架け橋プログラム」実践・成果の検証

R4～R6年度

モデル地域(19自治体)における先進事例の実践

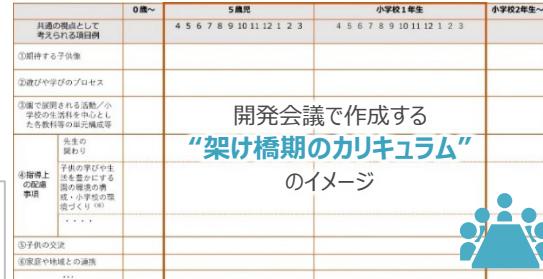
中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論を踏まえ、**19自治体をモデル地域として採択し、取組を実施。**

取組内容

・教育委員会が先導して、域内の幼児教育施設・小学校と協議しながらモデルカリキュラムを策定

- ・小学校区を目安に幼児教育施設と小学校のグループをつくり、架け橋期のカリキュラムを作成するための協議の場を設定 等

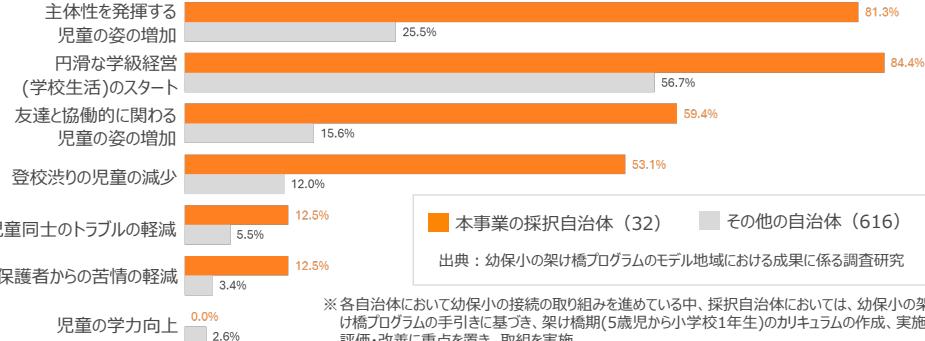
【参考】
本事業採択自治体
の成果報告資料等



モデル地域の成果検証

研究機関による実地調査やヒアリング、アンケート等の客観的な調査を通じて、モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の取組状況やその成果を検証。

幼保小の架け橋プログラムの成果



出典：幼保小の架け橋プログラムのモデル地域における成果に係る調査研究

※各自治体において幼保小の接続の取り組みを進めている中、採択自治体においては、幼保小の架け橋プログラムの手引きに基づき、架け橋期(5歳児から小学校1年生)のカリキュラムの作成、実施、評価・改善に重点を置き、取組を実施

幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業

R7年度～



幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るために、**自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用した、架け橋期のコーディネーター等の育成・派遣を推進すること等により、5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの作成・実施・評価・改善**を行うための体制を構築し、全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」の更なる促進を図る。

実施主体	都道府県 市区町村
補助率	1/2 一部1/3

補助対象	幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネーター等の派遣・育成に必要な経費、架け橋期のカリキュラム開発会議等の開催に必要な経費、公開保育・研修等の実施に必要な経費 等
------	---

小学校との接続・連携に係る支援（小学校接続加算）



子ども・子育て支援制度においては、子供の発達や学びの連続性を確保して、小学校への円滑な接続を図るために、交流活動等を通じて小学校との連携・接続に係る取組を行う幼稚園・保育所・認定こども園に対する支援を行っており、**架け橋期の教育の更なる充実を図るため、令和6年度から「小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の2年間のカリキュラムを編成・実施（小学校との継続的な協議会の開催等により具体的な編成に着手していると認められる場合も含む）」の取組等を行う施設への加算額を317,130円に増額。**

【参考】

(令和6年10月30日 事務連絡)
「幼児教育施設及び小学校における架け橋期の教育の充実について」

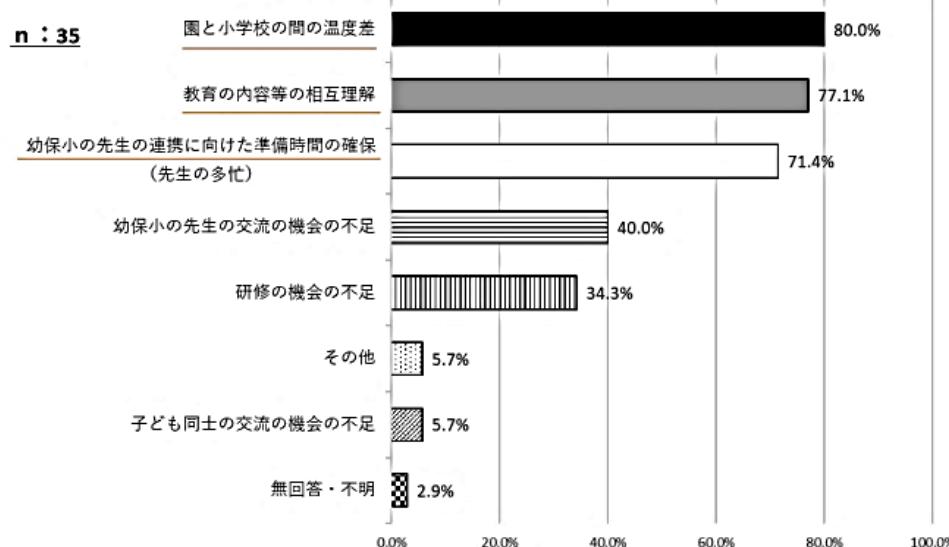


幼保小の接続(架け橋プログラム)の取組の課題

- 都道府県では、架け橋期の教育における課題として、「園と小学校の間の温度差」、「教育内容等の相互理解」、「幼保小の先生の連携に向けた準備時間の確保」が多く挙げられる。
- 市町村では、架け橋期の教育における課題として、「幼保小の先生の連携に向けた準備時間の確保」、「教育内容等の相互理解」、「幼保小の先生の交流の機会の不足」、「園と小学校の間の温度差」が多く挙げられる。

都道府県

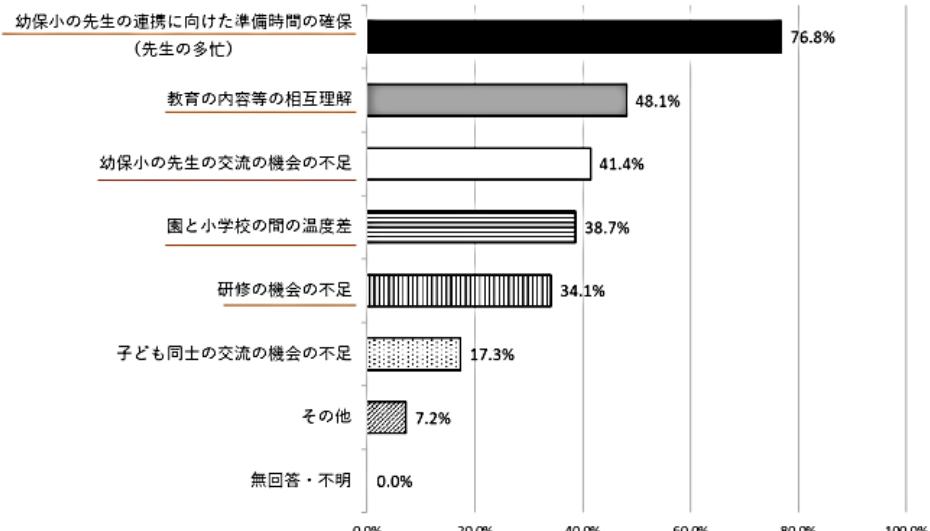
Q27. 園と小学校との連携に関して困っていることを全て選択してください。
(当てはまるものを全て選択)



令和6年度

市町村

Q27. 園と小学校との連携に関して困っていることを全て選択してください。
(当てはまるものを全て選択) n : 613



令和6年度

(幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より)

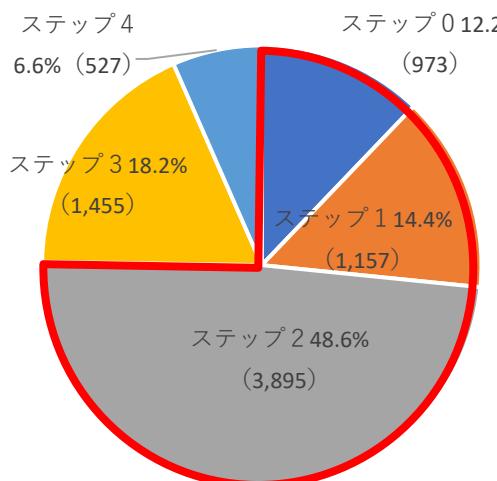
※令和4～6年度の「幼保小の架け橋プログラム」に採択された19の自治体及びそれ以外の自治体に対して調査

幼稚園等と小学校における接続の状況

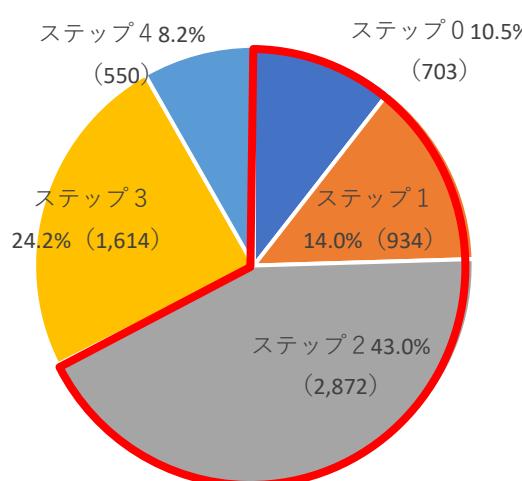
- 幼小接続に関し、幼稚園においては、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている（ステップ3・4）割合は24.8% = 約4分の3の幼稚園は、接続を見通した教育課程の編成・実施には至っていない。
- 幼保連携型認定こども園においては、ステップ3・4の割合は32.4% = 約3分の2が幼保小接続を教育課程の中に組み込みには至っていない。

小学校との接続の状況

幼稚園



幼保連携型認定こども園



※1 母数 :

・8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）

・6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

- ステップ0：連携の予定・計画がまだ無い。（無回答含む）
- ステップ1：連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。
- ステップ2：年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。
- ステップ3：授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。
- ステップ4：接続を見通して編成・実施された教育課程について、実施結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

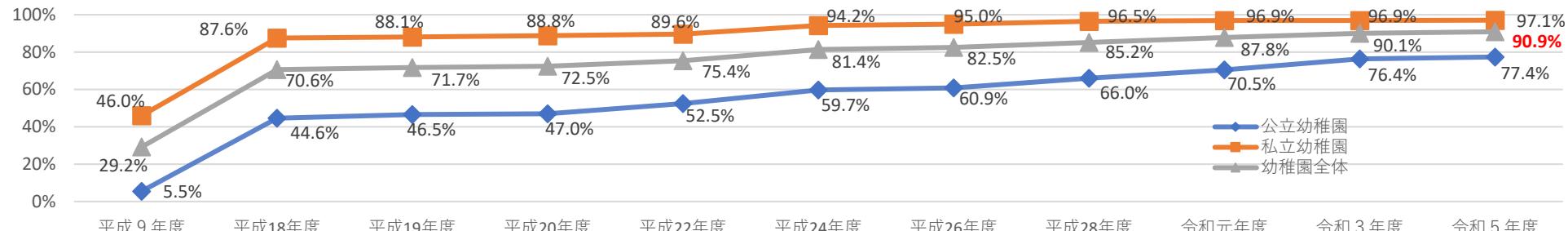
出典：令和5年度幼児教育実態調査

幼稚園等における預かり保育等の実施園数

出典：令和5年度幼児教育実態調査

✓ 在籍園児の預かり保育を実施している幼稚園は全体の90.9%

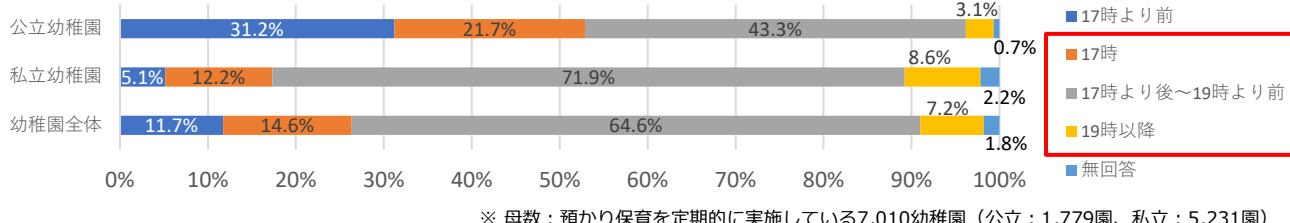
- ・預かり保育を実施している幼稚園



※ 母数：【平成22年度以前】学校基本調査の幼稚園数（幼稚園型認定こども園を含む。以下同じ）
【平成24・26・28年度、令和元年度、令和3年度】調査回答幼稚園数
【令和5年度】8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）（無回答含む）

✓ 約8割の幼稚園で17時以降も在籍園児の預かり保育を提供

- ・平日の預かり保育終了時間

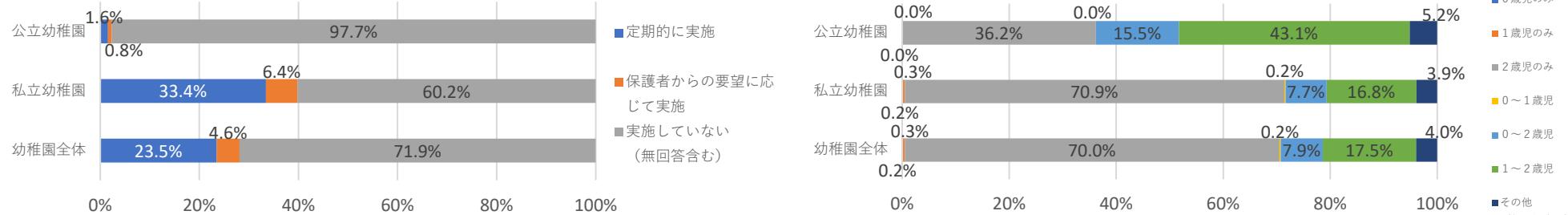


	平日の受入れ幼児数（※2）	土曜日における預かり保育実施状況（※3）	長期休業日における預かり保育実施状況（※4）
公立幼稚園	6.4人／園・日	7.1%	56.9%
私立幼稚園	17.4人／園・日	22.2%	83.2%
幼稚園全体	14.5人／園・日	17.5%	75.0%

※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）
※2 令和5年6月の平日の受入れ延べ人数および延べ人数の回答があった園数（7,013園）（公立：1,839園、私立：5,174園）から算出。（令和5年6月の平日は22日として算出）
※3 土曜日に預かり保育を定期的に実施していると回答があった幼稚園の割合
※4 春・夏・冬季休業日のすべての休業日で平日と同程度に実施していると回答があった幼稚園の割合。無回答は実施していないとみなした。

✓ 満3歳未満児の定期的又は一時的な預かりを実施している幼稚園は全体の28.1%

- ・満3歳未満児を預かる保育活動の実施状況及び最も受け入れている幼児の年齢



※1 母数：8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）
※2 入園前に一時的に行う、いわゆる「ならし保育」を除く。

※3 親子登園などの保護者とともに過ごすものは除く。
※4 時間の長短は問わない。

○障害のある幼児等の数（令和5年5月1日時点）

※ 「障害のある幼児等」は園の認識において判断した数を指しており、必ずしも診断や手帳を有しているものではない。

幼稚園

	障害のある幼児数 (A)	当該幼児が 在園している園数 (B)	全園のうち、当該幼児が 1人でも在園している 園の割合	1園あたりの人数 (A/B)
公立幼稚園	14,522人	2,033園	81.5%	7.1人/園
私立幼稚園	31,529人	4,139園	75.1%	7.6人/園
幼稚園全体	46,051人	6,172園	77.1%	7.5人/園

※幼稚園全体（障害のある幼児を含まない幼稚園を含む）を母数とする場合は、公立5.8人／園、私立5.7人／園、全体5.8人／園

幼保連携型認定こども園

	障害のある幼児数 (A)	当該幼児が 在園している園数 (B)	全園のうち、当該幼児が 1人でも在園している 園の割合	1園あたりの人数 (A/B)
公立幼保連携型認定こども園	8,336人	827園	87.5%	10.1人/園
私立幼保連携型認定こども園	29,136人	4,509園	78.7%	6.5人/園
幼保連携型認定こども園全体	37,472人	5,336園	80.0%	7.0人/園

※幼保連携型認定こども園全体（障害のある幼児を含まない幼稚園を含む）を母数とする場合は、公立8.8人／園、私立5.1人／園、全体5.6人／園

○障害のある幼児等の数の推移（令和3年度 → 令和5年度）

	令和3年度	令和5年度
幼稚園	56,401人	46,051人
幼保連携型認定こども園	24,600人	37,472人
合計	81,001人	83,523人

**障害のある幼児等の数は、
2年間で2,522人増加**

○外国人幼児等の数 (令和5年5月1日時点)

幼稚園

	外国人幼児数 (A)	当該幼児が 在園している園数 (B)	全園のうち、当該幼児が 1人でも在園している 園の割合	1園あたりの人数 (A/B)
公立幼稚園	1,775人	606園	24.3%	2.9人/園
私立幼稚園	5,896人	1,282園	23.3%	4.6人/園
幼稚園全体	7,671人	1,888園	23.6%	4.1人/園

※幼稚園全体（外国人幼児等を含まない幼稚園を含む）を母数とする場合は、公立0.7人／園、私立1.1人／園、全体1.0人／園

幼保連携型認定こども園

	外国人幼児数 (A)	当該幼児が 在園している園数 (B)	全園のうち、当該幼児が 1人でも在園している 園の割合	1園あたりの人数 (A/B)
公立幼保連携型認定こども園	892人	250園	26.5%	3.6人/園
私立幼保連携型認定こども園	3,426人	1,087園	19.0%	3.2人/園
幼保連携型認定こども園全体	4,318人	1,337園	20.0%	3.2人/園

※幼保連携型認定こども園全体（外国人幼児等を含まない幼稚園を含む）を母数とする場合は、公立0.9人／園、私立0.6人／園、全体0.6人／園

○外国人幼児等の数の推移 (令和元年度 → 令和5年度)

	令和元年度	令和5年度
幼稚園	7,188人	7,671人
幼保連携型認定こども園	3,522人	4,318人
合計	10,710人	11,989人

**外国人幼児等の数は、
4年間で1,279人増加**

(2) 幼稚園教諭の養成 課程の動向について

我が国の教員免許制度について

1. 教員免許制度の意義

公の教育を担う教員の資質の保持及び向上並びにその証明を目的とする制度

2. 免許状主義と開放制の原則

免許状主義

教員は、教育職員免許法により授与される各相当の免許状を有する者でなければならない（免許法第3条第1項）。

開放制の原則

我が国の教員養成は、一般大学と教員養成系大学とがそれぞれの特色を發揮しつつ行っている。

3. 免許状の種類

それぞれ学校種別（中学校・高等学校については教科別）

① 普通免許状

② 特別免許状

③ 臨時免許状 (有効期限 3年)

専修免許状（修士課程修了程度）

一種免許状（大学卒業程度）

二種免許状（短大卒業程度）

○ 授与権者：都道府県教育委員会

○ 免許状の有効範囲

・普通免許状：全ての都道府県

・特別免許状

・臨時免許状

授与を受けた
都道府県内

我が国の教員免許制度について(続き)

普通免許状

- ① 大学における養成

学士の学位等

+

教職課程の履修

[教科及び教職に関する科目]

⇒ 教員免許状

- ② 教員資格認定試験（幼稚園、小学校、高等学校（情報））の合格

- ③ 現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験や大学等で所要単位により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状を授与する途を開いている

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状（学校種及び教科ごとに授与）

○ 授与要件

- ① 担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
② 社会的信望・教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

○ 授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

※教育職員検定は、都道府県教育委員会が受験者の人物、学力、実務、身体について行うこととされており、具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められている。

4. 免許状主義の例外

① 特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能（任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要）

② 免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学校部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等（講師は不可）が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能（校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要）

普通免許状の取得に当たって修得を要する単位(幼稚園教諭・小学校教諭)

■ 幼稚園教諭		(単位)			■ 小学校教諭		(単位)		
領域部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種	教科部分	各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	・領域に関する専門的事項※1 ・保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	16	16	12	教科及び教科の指導法に関する科目	・教科に関する専門的事項※1 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）※2	30	30	16
教職部分	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※2 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6	教育の基礎的理解に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解※3 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	10	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・幼児理解の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	4	4	4	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	・道徳の理論及び指導法※4 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導（キャリア教育に関する基礎的な事項を含む。）の理論及び方法	10	10	6
教育実践に関する科目	・教育実習 ・教職実践演習	5	5	5	教育実践に関する科目	・教育実習 ・教職実践演習	5	5	5
大学が独自に設定する科目		38	14	2	大学が独自に設定する科目		26	2	2
		75	51	31		+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）	83	59	37

+ 「日本国憲法」、「体育」、「外国語コミュニケーション」、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」（各2単位、計8単位）

※1 健康、人間関係、環境、言葉及び表現（以下「健康等」という。）の領域に関する専門的事項を含む科目的うち1以上上の科目について修得

※2 1単位以上を修得

※1 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国语（以下「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目的うち1以上上の科目を修得

※2 専修免許状又は一種免許状の場合は、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上、二種免許状の場合は6以上教科の指導法に関する科目について、それぞれ1単位以上を修得

※3 1単位以上を修得

※4 専修免許状又は一種免許状の場合は2単位以上、二種免許状の場合には1単位以上を修得

※5 「教育職員免許法施行規則要の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第35号）」（令和3年8月4日公布、令和4年4月1日施行）により、1単位以上を修得

幼稚園における幼稚園教諭免許と保育士資格、小学校教員免許の「併有状況」

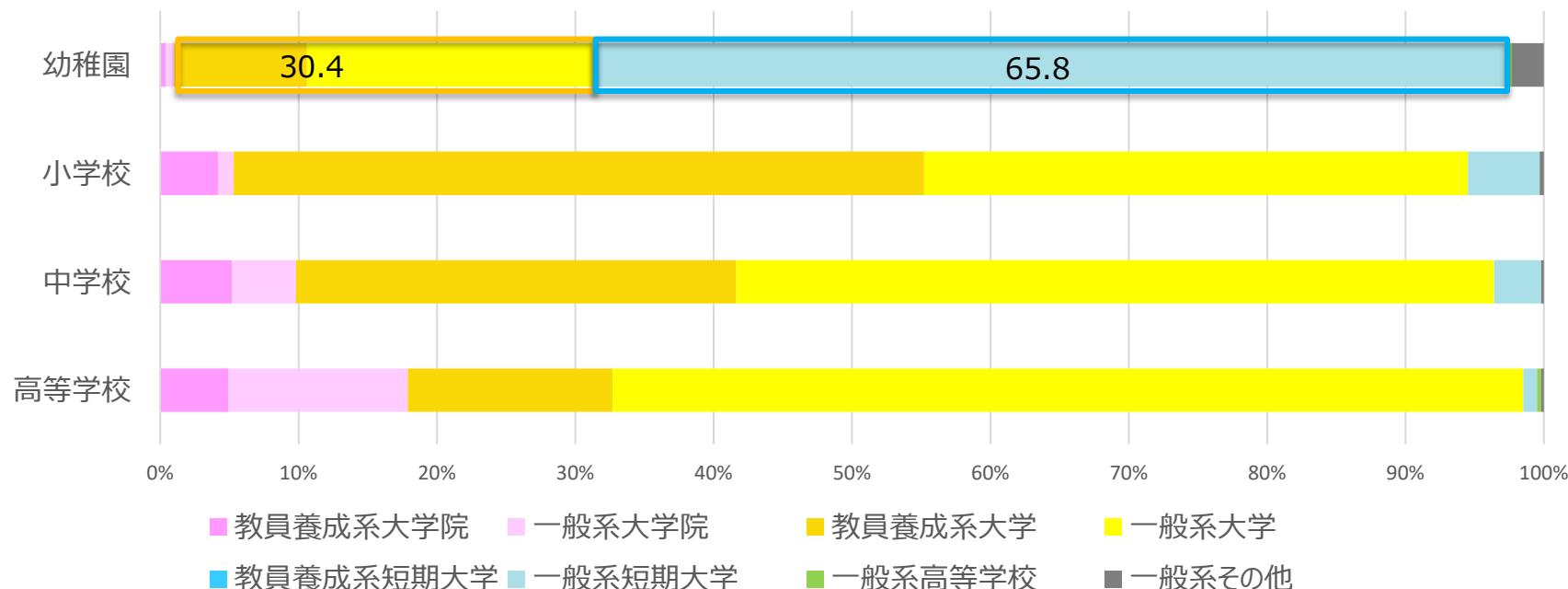
- 幼稚園の園長、副園長・教頭、教諭のうち、**幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している者の割合は、全体で86.2%。**（参考：H26年度の併有者の割合は78.9%）
- 小学校教諭免許と併有している者の割合は、全体の17.5%。**

		計		公立		私立	
		人数	①に占める割合	人数	①に占める割合	人数	①に占める割合
園長	① 普通免許状又は臨時免許状保持者	6,122		2,117		4,005	
	② 保育士資格併有者	3,554	58.1%	1,386	65.5%	2,168	54.1%
	③ 小学校教諭免許併有者	2,221	36.3%	966	45.6%	1,255	31.3%
副園長・教頭	① 普通免許状又は臨時免許状保持者	5,467		1,068		4,399	
	② 保育士資格併有者	3,998	73.1%	865	81.0%	3,133	71.2%
	③ 小学校教諭免許併有者	1,553	28.4%	366	34.3%	1,187	27.0%
教諭等	① 普通免許状又は臨時免許状保持者	88,131		12,598		75,533	
	② 保育士資格併有者	78,379	88.9%	11,313	89.8%	67,066	88.8%
	③ 小学校教諭免許併有者	13,700	15.5%	3,602	28.6%	10,098	13.4%
合計	① 普通免許状又は臨時免許状保持者	99,720		15,783		83,937	
	② 保育士資格併有者	85,931	86.2%	13,564	85.9%	72,367	86.2%
	③ 小学校教諭免許併有者	17,474	17.5%	4,934	31.3%	12,540	14.9%
① 一種又は二種免許状及び保育士資格併有者		83,191		13,214		69,977	
② 特例により上記幼稚園教諭免許状を取得		4,653	5.6%	535	4.0%	4,118	5.9%

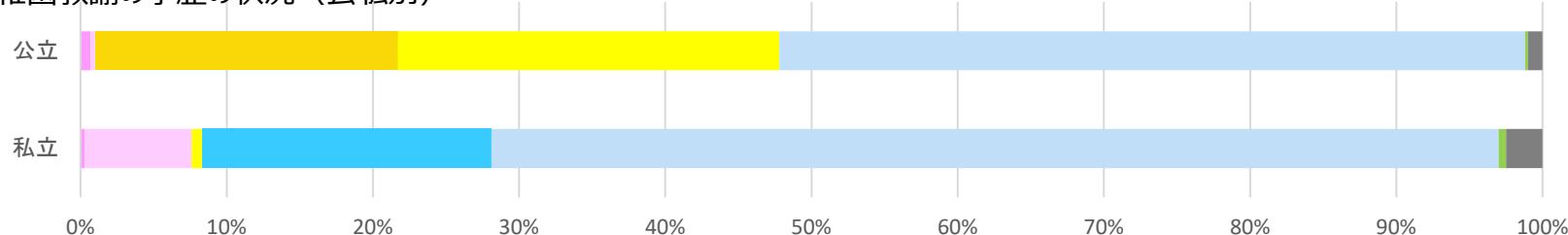
(出典)令和5年度幼児教育実態調査

幼稚園教諭(現職)の学歴の状況

- 現職の幼稚園教諭全体における出身養成校の内訳として、
・**4年制大学が約30%、短期大学が約66%。**
・公立幼稚園だけに限ると、4年制大学等の出身の割合は約半数に上る。
- 教員養成大学・短期大学の出身は約10%、**一般系大学・短期大学が約90%。**



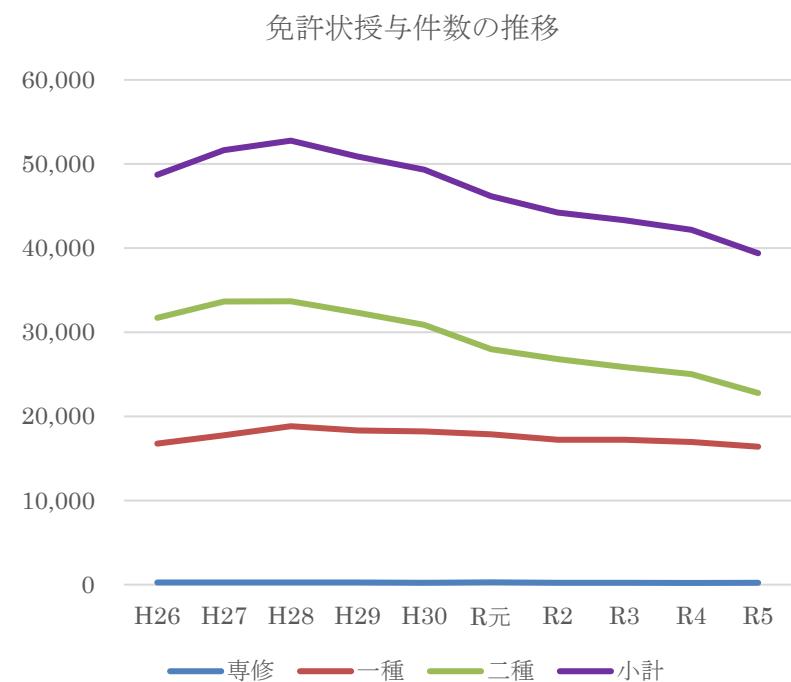
参考：幼稚園教諭の学歴の状況（公私別）



幼稚園教諭(新規)の学歴の状況 ー免許種ごとの授与件数よりー

- 新規幼稚園教諭免許状取得者は全体的に減少。
- 一種免許状（主として4年制大学の養成校卒業を想定）を取得した者の割合は約42%、
- 二種免許状（主として短期大学の養成校卒業を想定）を取得した者の割合は約58%。二種免許状の取得者の数はR4→R5で約2,000人の減少。

	専修	一種	二種	小計
平成26年度	248	16,751	31,728	48,727
平成27年度	248	17,772	33,638	51,658
平成28年度	261	18,832	33,681	52,774
平成29年度	264	18,316	32,312	50,892
平成30年度	207	18,223	30,892	49,322
令和元年度	274	17,886	27,993	46,153
令和2年度	206	17,208	26,811	44,225
令和3年度	226	17,234	25,854	43,314
令和4年度	202	16,950	25,020	42,172
令和5年度	213	16,396	22,778	39,387

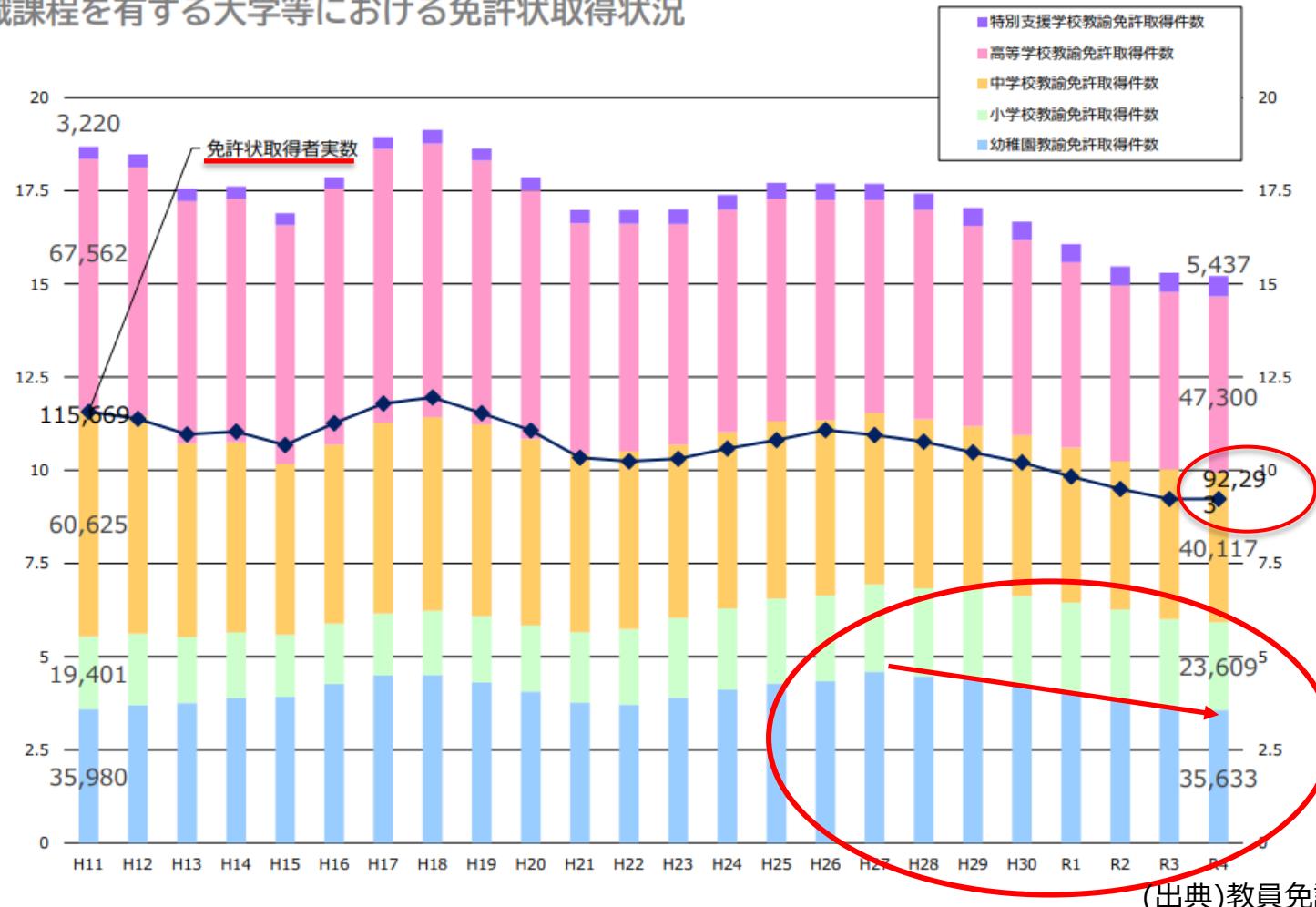


(出典)教員免許状授与件数等調査

教職課程を有する大学等における幼稚園教諭の免許取得状況

- 教職課程を有する大学等における免許取得「件数」については、幼稚園において、20年以前と比べて概ね同数だが、近年は減少傾向。
- 免許取得「者」の実数については、教諭全体として減少傾向にあり、担い手の減少・不足が懸念される。

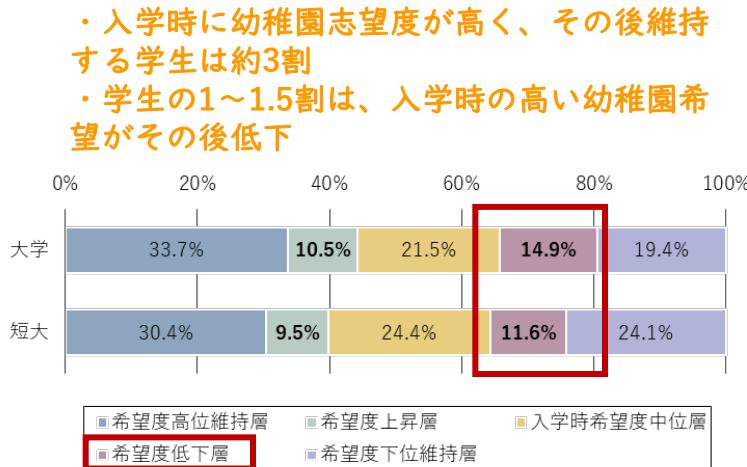
教職課程を有する大学等における免許状取得状況



養成課程の学生の意識の変化について(主に実習の観点)

- 養成課程における学生の幼稚園教諭への就職希望度については、入学年次～卒業年次において個人によって様々であるが、希望度が低下したと答えた学生のうち、4年制大学の4割、短大の5割が「実習中」に志望度が下がったと回答。

幼稚園就職希望度の推移による類型
(入学時→調査時点)



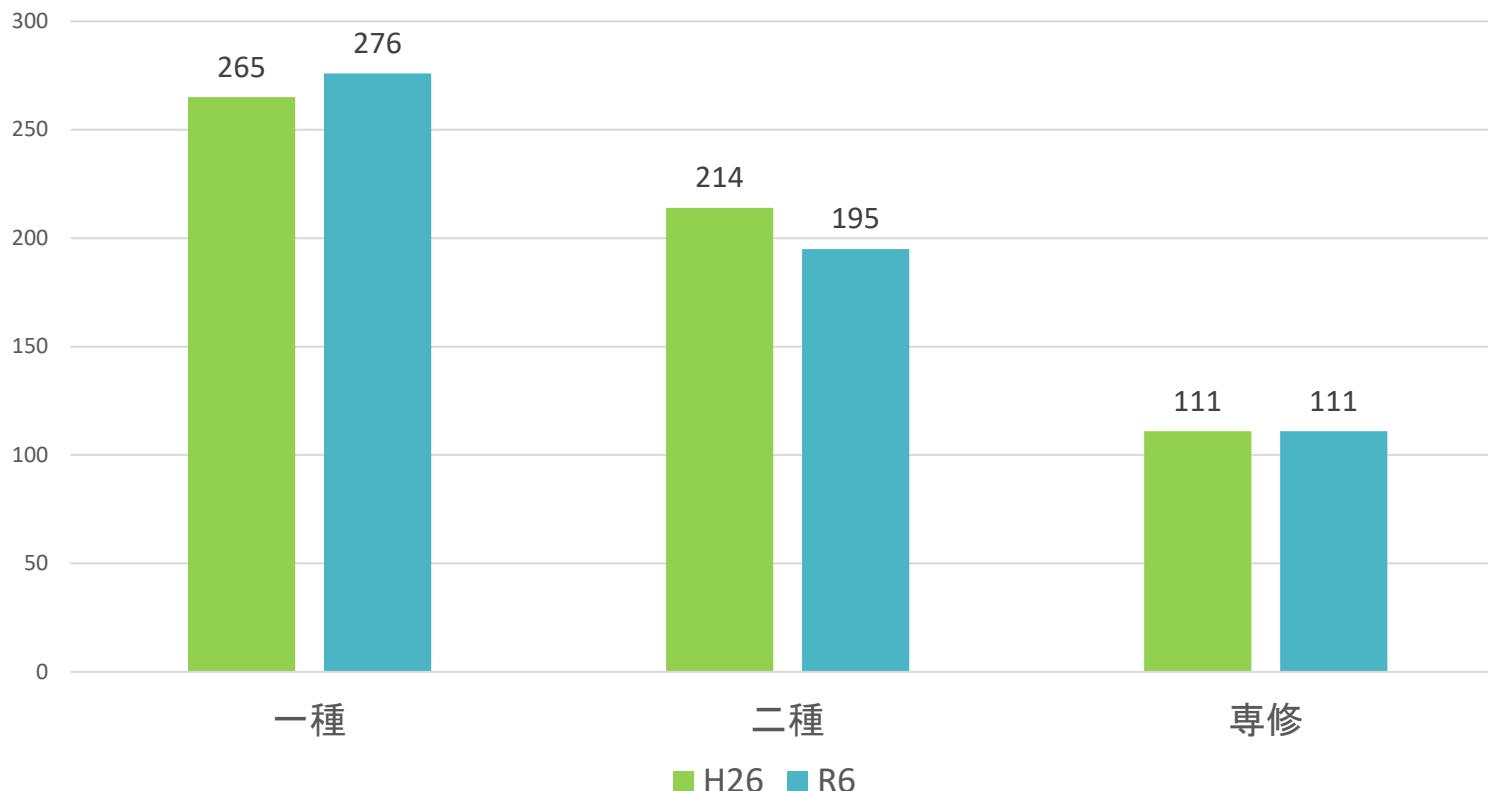
※各項目「とても」+「やや」あてはまるの合計。
最終学年で、入学時点から幼稚園就職希望（5段階）
が下がった者の結果（短大2年n=116 大学4年n=65）



(出典)文部科学省委託事業 幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業
(令和4年度)調査結果(※調査対象:4年制大学や短期大学の卒業年次の学生)

幼稚園免許が取得可能な大学数の推移(増減数)

- 全体としては、養成校数はほぼ横ばい（H26:590→R6:582）。
- その内訳として、一種免許状取得可能な大学数は増加（265→276）、二種免許状取得可能な大学数は減少（214→195）。
- 都道府県別にみると、域内に1校しかないところもあれば、十数校存在するところもあり、地域的偏在がある。

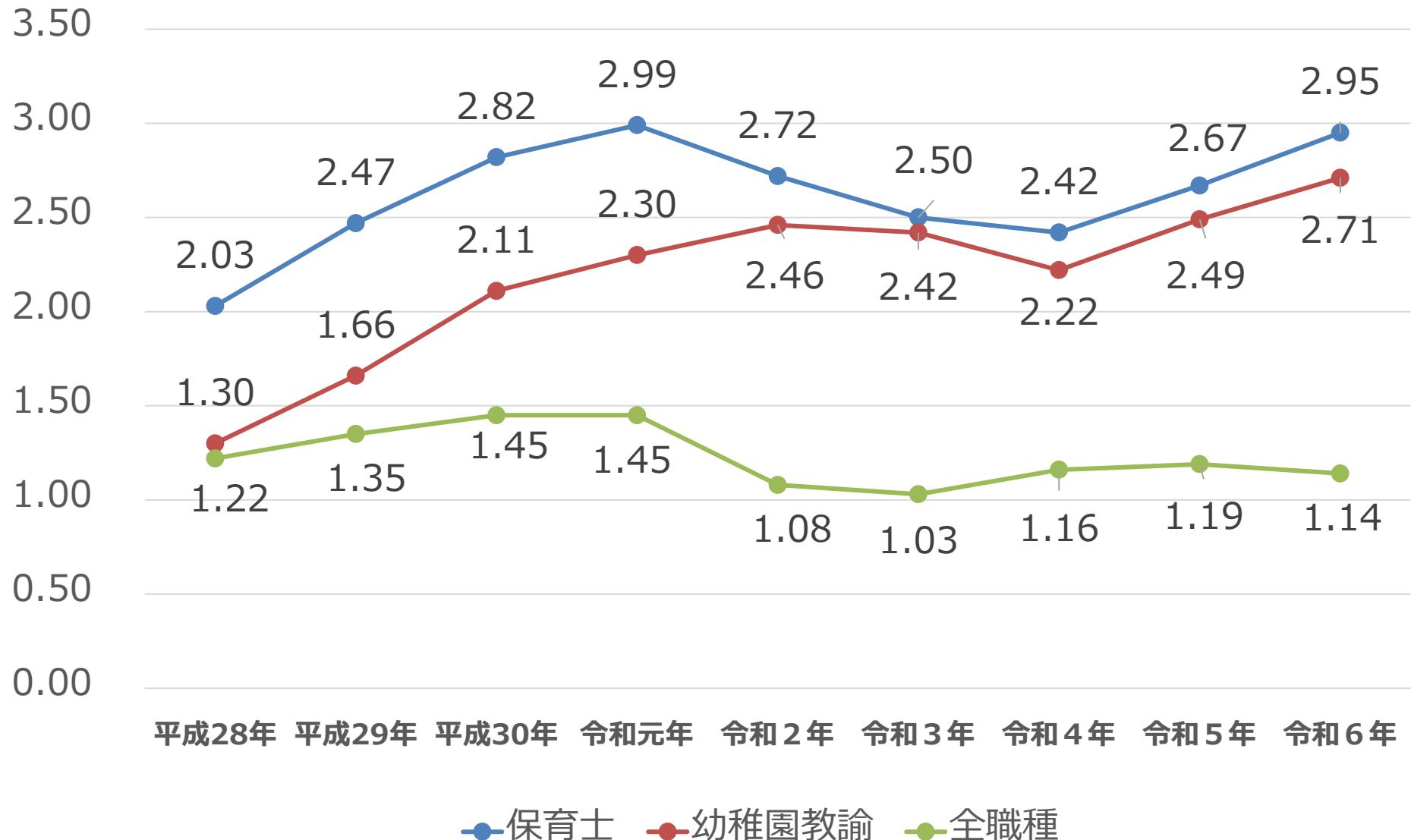


※同一大学において複数区分の課程を開講している場合や、学部学科と専攻科等の双方で開講している場合は、重複して計上。
※通学で開講している大学等に限る。

(出典) 文部科学省において把握している「教員免許状を取得できる大学」を基に、作成

(3) 幼稚園教諭の採用 等について

幼稚園教諭・保育士の有効求人倍率



※パートタイムを含む・実数値。

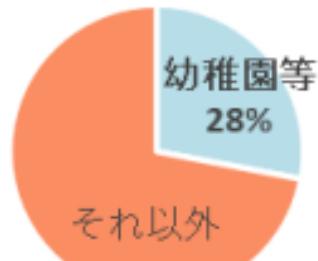
出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

幼稚園教諭免許取得学生等の就職先

○ 幼稚園教諭の免許を取得した学生のうち、実際に幼稚園・認定こども園に就職する学生の割合は28.4%。

(参考) 保育士養成施設に通った学生が保育園・認定こども園に就職する割合は約6割。

R5年度幼稚園教諭
免許取得学生の就職先



※就職人数／免許取得件数

他学校種との就職率の比較

	幼稚園・認定 こども園	小学校	中学校	高等学校
教員就職者	8,944	9,095	4,612	2,530
免許状取得者	31,445	23,177	40,813	49,178
割合	28.4%	39.2%	11.3%	5.1%

(出典)令和5年度教員免許状取得状況調査

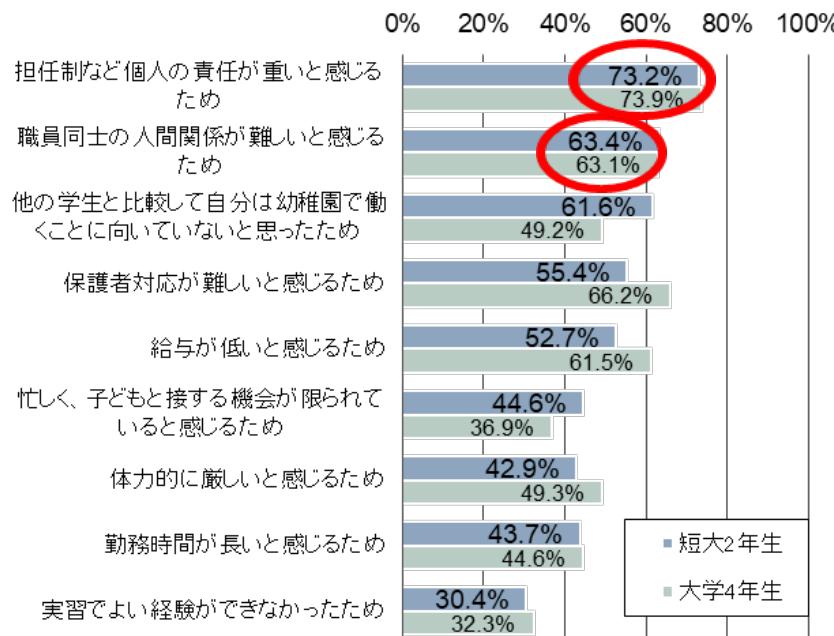
(参考)

施設 数 か所	入学 定員 人	入学 者 人	卒業者 資格取得者 人	保育所等に勤務					保育所等以外					
				保育園及び 幼保連携型 認定こども園 人	地域型保育 事業 人	保育園及び 幼保連携型 認定こども園 以外の児童 福祉施設 人	児童福祉事 業 人	幼 稚 園 人	障害者 支援施設 人	老人 福祉施設 人	そ の 他 人			
大 学	287	20,019	15,217	16,256	11,762	72.4%	8,866	75.4%	6,257	53.2%	82	0.7%	499	4.2%
短期大学	219	24,372	13,715	16,732	14,948	89.3%	12,933	86.5%	9,625	64.4%	157	1.1%	780	5.2%
専修学校	150	10,093	5,084	5,387	5,322	98.8%	4,505	84.6%	3,261	61.3%	113	2.1%	362	6.8%
その他の 施設	10	565	366	332	332	100.0%	276	83.1%	183	55.1%	14	4.2%	17	5.1%
計	665	52,387	34,382	38,707	32,364	83.6%	26,580	82.1%	19,326	59.7%	366	1.1%	1,658	5.1%

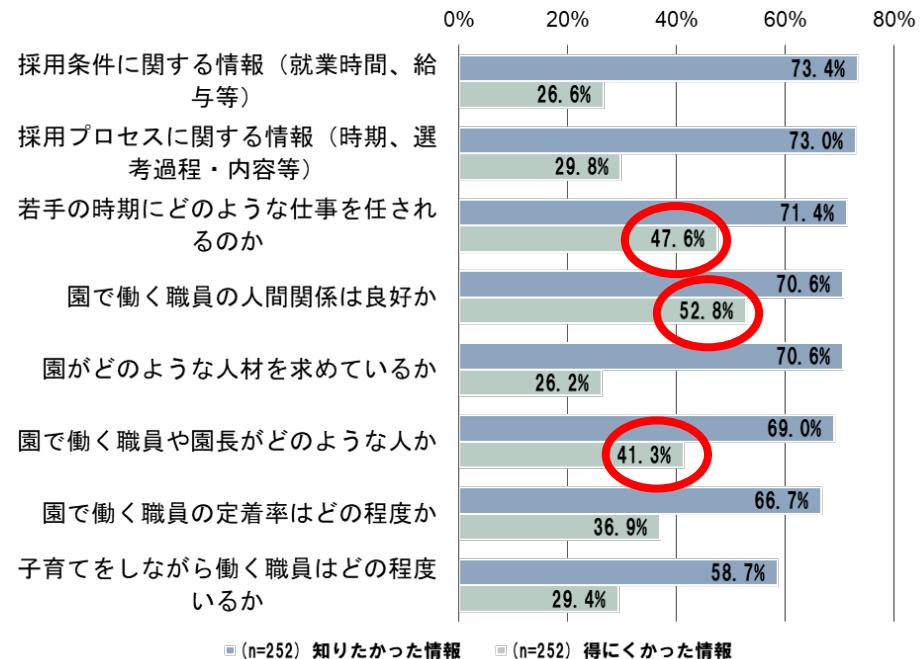
採用にあたっての学生側の意向・動向

- 学生が就職活動をする中で幼稚園教諭への志望度が下がった場合、その理由として高いものは、担任制など個人の責任の重さ、人間関係等。
- 学生が就職活動で知りたかったものの得にくかった情報として、主に職場の雰囲気や職員の人柄、若手の時期の仕事内容等が挙げられる。職場の様子が短期間ではイメージが持ちにくい様子が窺える。

幼稚園教諭への就職希望度が下がった理由
(上位理由抜粋)



就職活動において知りたかった情報と
得にくかった情報 (4年制大学：4年生)

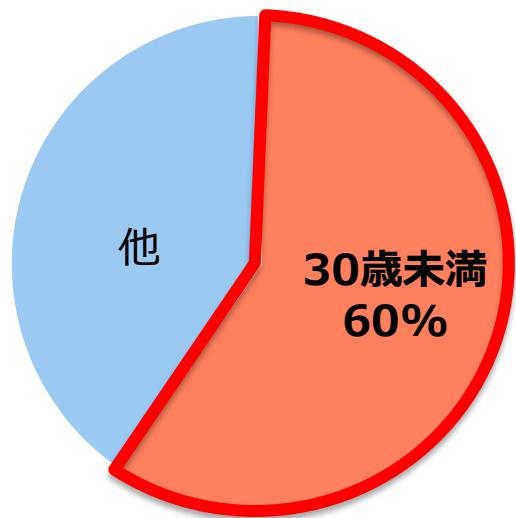


(出典)文部科学省委託事業 幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業
(令和4年度)調査結果(※調査対象:4年制大学の卒業年次の学生)

幼稚園教諭の早期離職者について

- 幼稚園教諭において、早期（30歳未満）離職者数の割合が高い。幼稚園教諭全体で約60%と、他の学校種（小～高）に比して高い。
- 特に私立にあっては、全産業平均（33.2%）よりも高い（64%）状況にある。

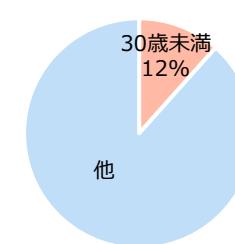
幼稚園教諭離職者の年齢



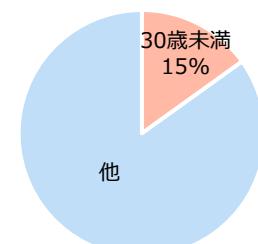
小学校教諭離職者の年齢



中学校教諭離職者の年齢

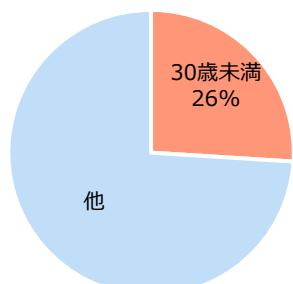


高等学校教諭離職者の年齢

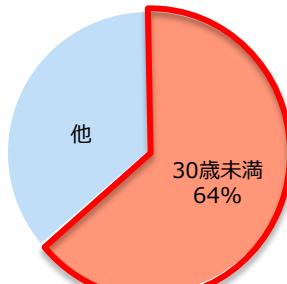


	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	全産業
全体	8,294	15,484	9,395	10,180	
25歳未満	2,112	552	277	335	
25歳以上30歳未満	2,836	1,358	809	1,205	
全体のうち、30歳未満の割合	59.7%	12.3%	11.6%	15.1%	33.2%

幼稚園教諭離職者の年齢(公立)



幼稚園教諭離職者の年齢(私立)



出典：令和4年度教員統計調査

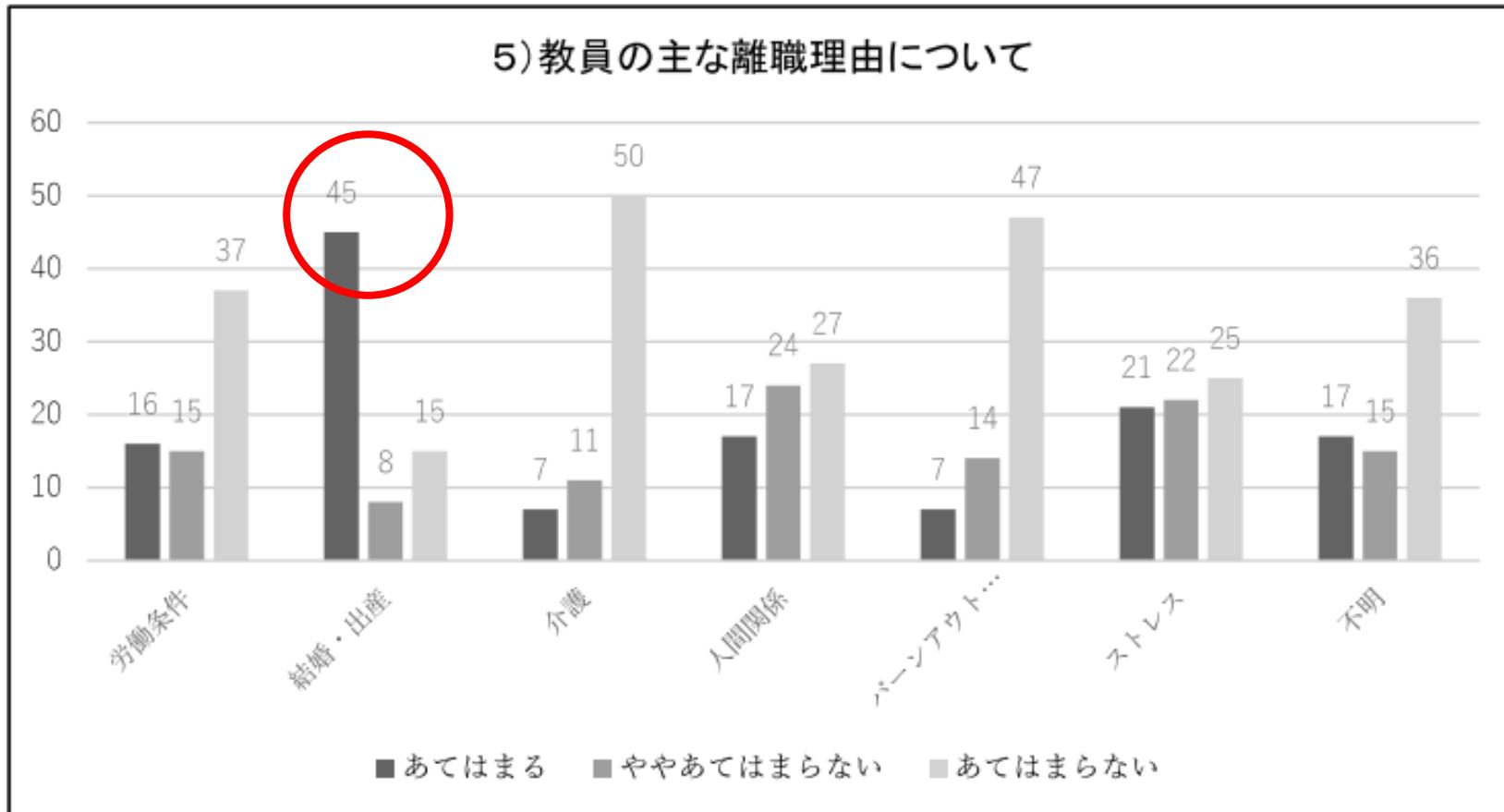
※令和3年4月1日～令和4年3月31日の離職者数

厚生労働省 令和3年度雇用動向調査（※全産業の部分）

※令和3年1月～令和3年12月の離職者数

幼稚園教諭の離職理由

- 幼稚園教諭の離職理由は様々考えられるが、（特に私立幼稚園にあっては）結婚や出産を機に離職する者の割合が高い可能性がある。
- それ以外の理由として、「ストレス」、「人間関係」、「労働条件」の順に多い。

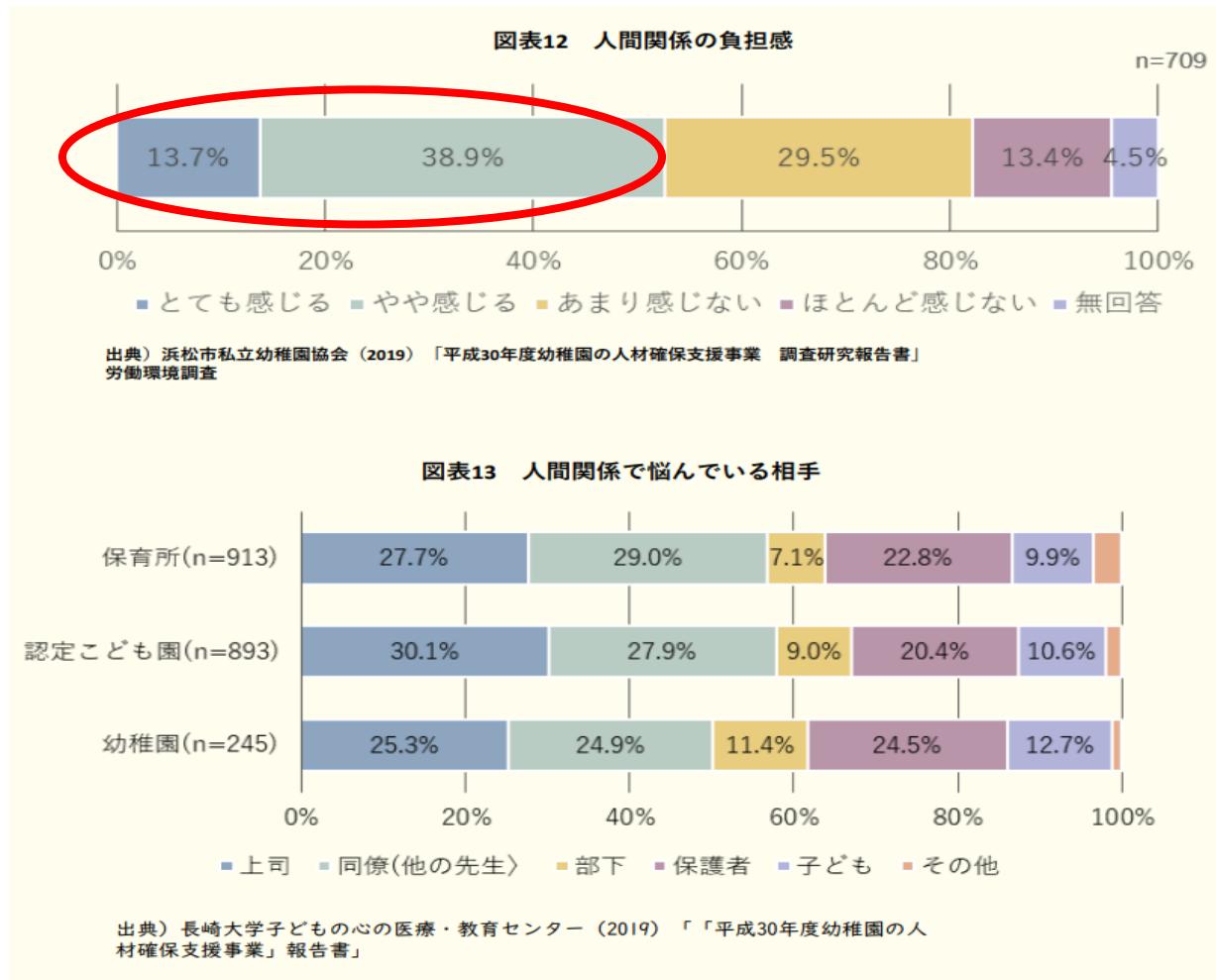


(出典)令和元年度文部科学省委託「幼稚園の人材確保支援事業」東京都私立幼稚園連合会
回答対象:加盟園の設置者・園長等
回答数:68件

幼稚園教諭の感じる人間関係の負担感

- 幼稚園教諭の約半数が、人間関係（上司、同僚、保護者等）に「負担感」を感じると回答。

(参考) 厚生労働省の労働安全衛生調査（実態調査）では、仕事にストレス等を感じる者のうち、対人関係でストレスを感じるのは約3割。



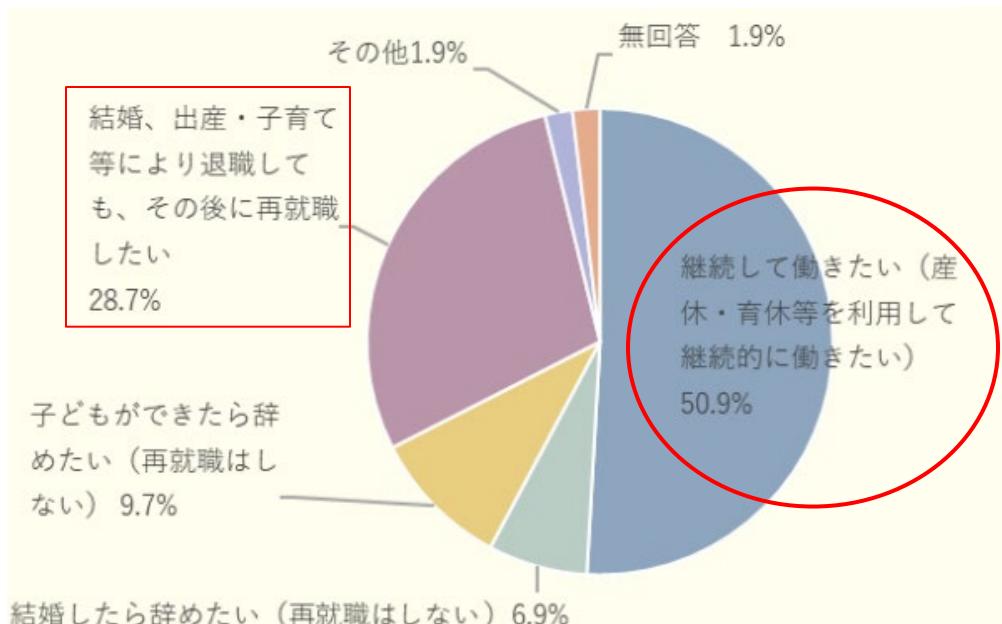
(出典) 幼稚園の人材確保・活躍に向けたガイドブック

令和元年度文部科学省委託「幼稚園の人材確保支援の効果・課題に係る調査分析」報告書 33

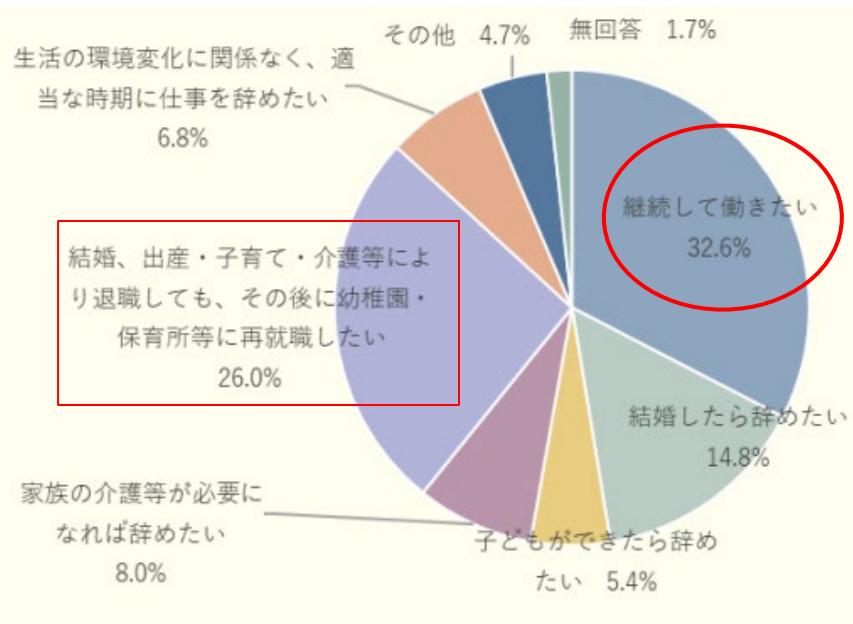
幼稚園教諭の仕事の継続意向

- 早期離職の割合が高い一方で、養成校の学生の約51%や、現役の教員の約33%は、産休や育休を経ても継続的に勤務したい（離職したくない）と考えていた。
- 産休や育休を経て退職しても、その後に再就職したいという者の割合は26%存在する。

<養成校の学生>



<現役教員>

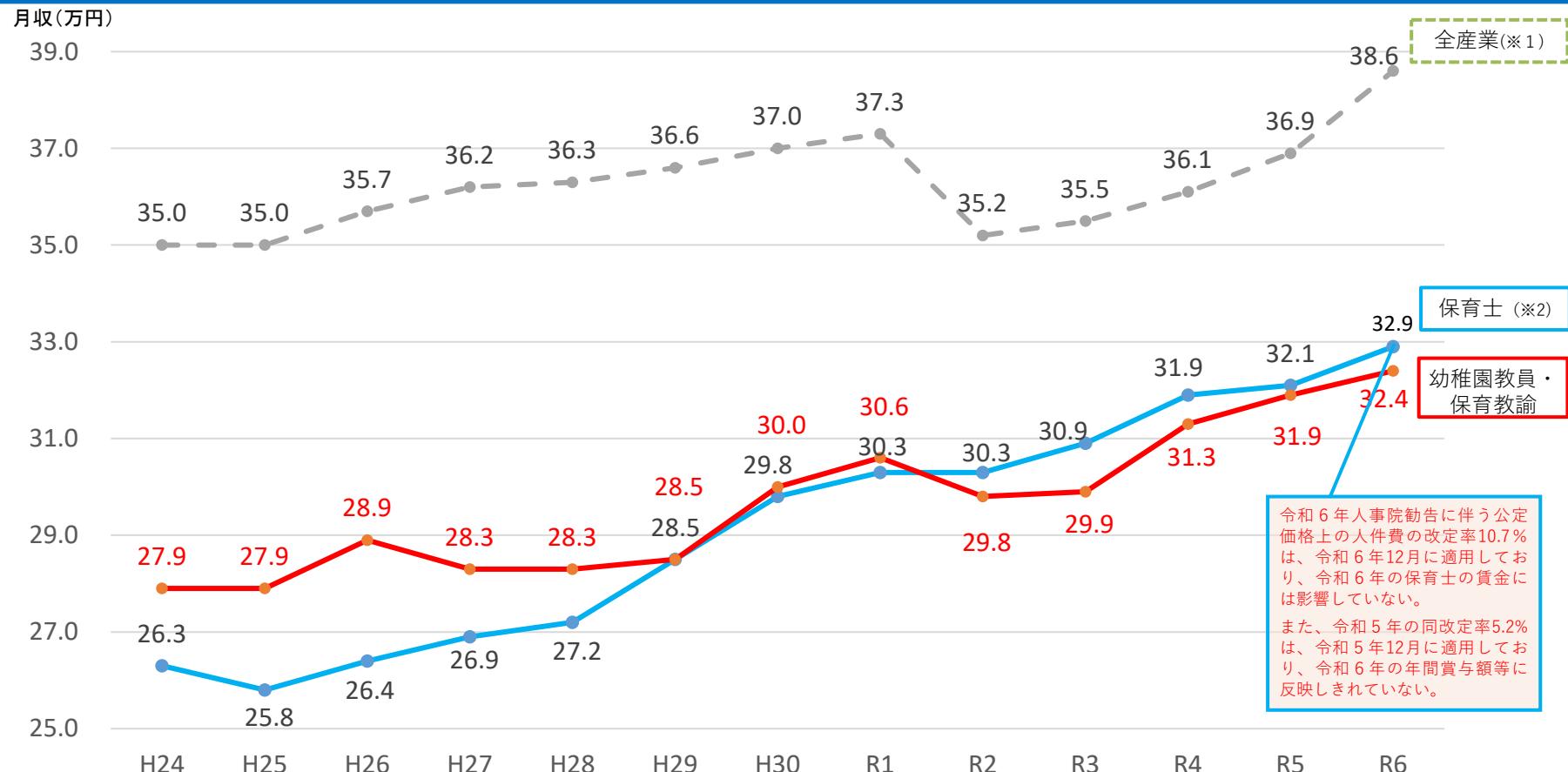


出典) 広島県私立幼稚園連盟 (2018) 「人材確保に向けた調査研究事業」報告書 教諭調査

(出典) 幼稚園の人材確保・活躍に向けたガイドブック

令和元年度文部科学省委託「幼稚園の人材確保支援の効果・課題に係る調査分析」報告書

職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



資料:「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和6年までの各年で公表されたもの)により、こども家庭庁保育政策課で作成。

(※1)「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。

(※2)「保育士」は、役職者を除いた職種別データの保育士(男女)の数値。

(注1) いざれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)の男女で、役職者を除いた数値。

「全産業」と「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。

「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。

「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額ではなく、税込み額である。

「年間賞与その他特別給与額」とは調査前の1年間(原則として調査前年の1月から12までの1年間)における賞与、期末手当等特別給与額(いわゆるボーナス)をいう。

(注2)3%程度(月額9千円)の処遇改善は、令和4年2月から実施しており、令和4年の保育士の賃金に影響している。

令和3年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率▲0.9%は、令和4年4月に適用していたが、補助事業においてその減額分に対応する金額の上乗せ補助を実施していた。

令和4年人事院勧告に伴う公定価格上の人件費の改定率2.1%は、令和5年2月に適用しており、令和4年の保育士の賃金には影響していない。

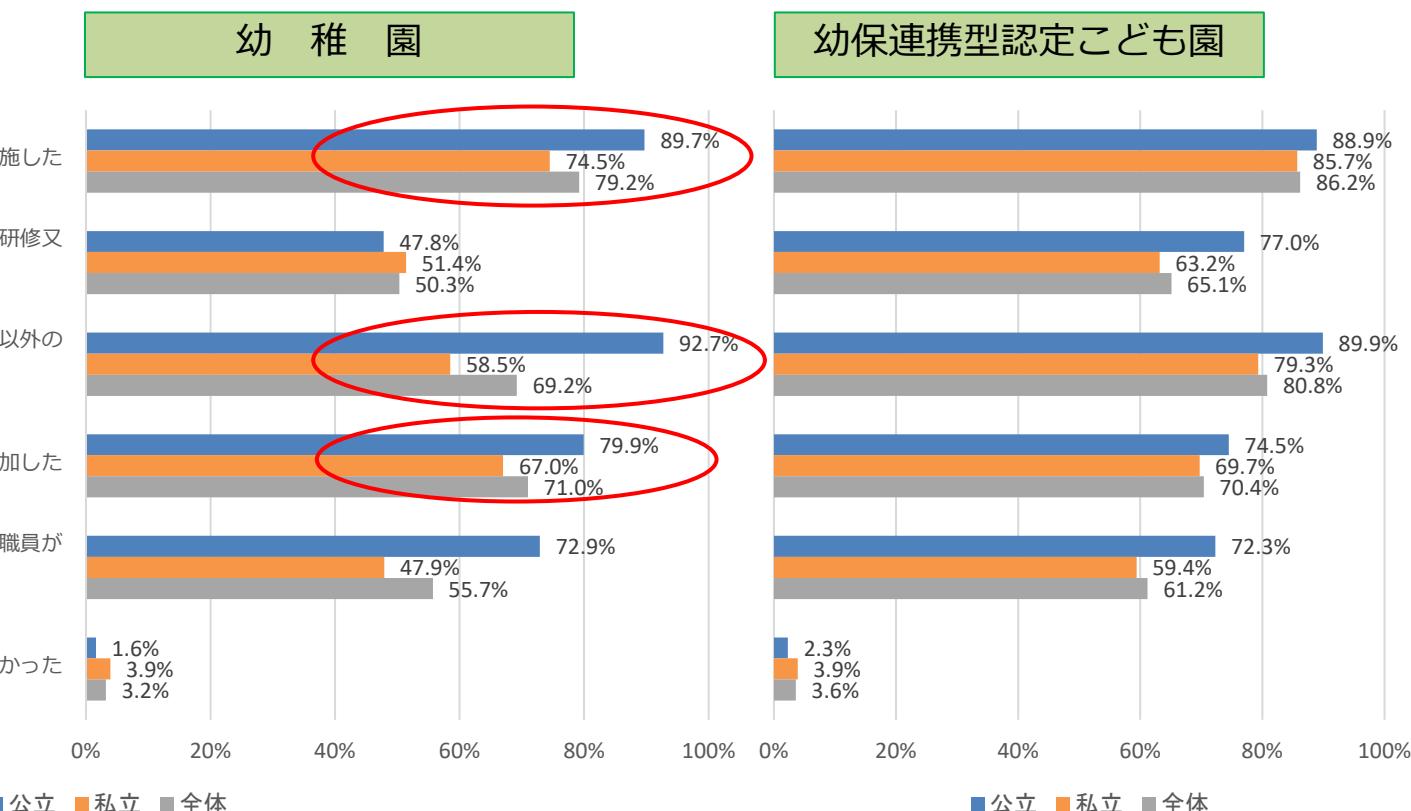
(4) 幼稚園教諭に対する 研修の実施状況について

(4) 幼稚園教諭に対する 研修の実施状況について

①園での研修

幼稚園等における研修の実施・参加状況

- 幼稚園等における研修の実施手法については、自主的に研修を実施する園が大半。それ以外では、地方自治体が主催・共催した研修や、幼稚園団体等が主催する研修に参加する割合が比較的高い。



※1 母数：

・8,007幼稚園（公立：2,494園、私立：5,513園）

・6,673幼保連携型認定こども園（公立：945園、私立：5,728園）

※2 グラフ中の（ ）内は園数

※3 複数回答

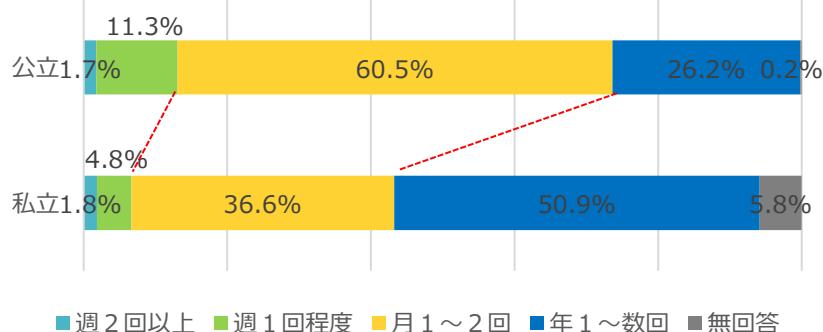
(出典)文部科学省 令和5年度幼児教育実態調査

幼稚園等における研修の実施頻度(公私別)

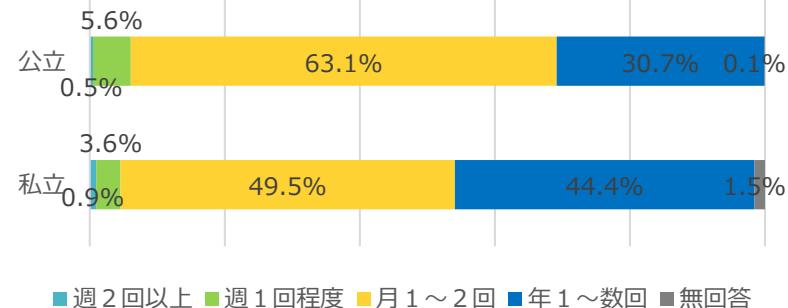
- 園内研修の頻度については、月1～2回、次いで年1～数回の園がほとんど。

園内研修の頻度【教育活動期間中】

幼稚園

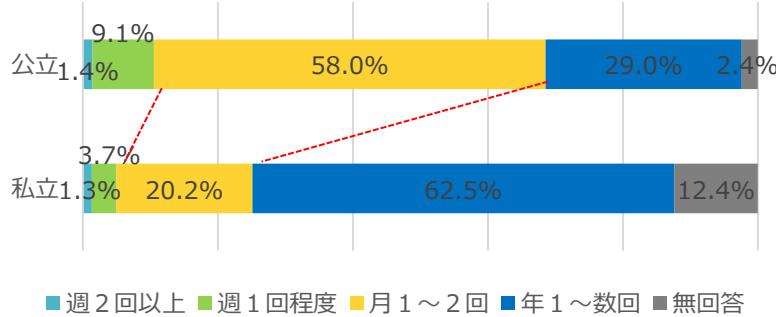


幼保連携型認定こども園

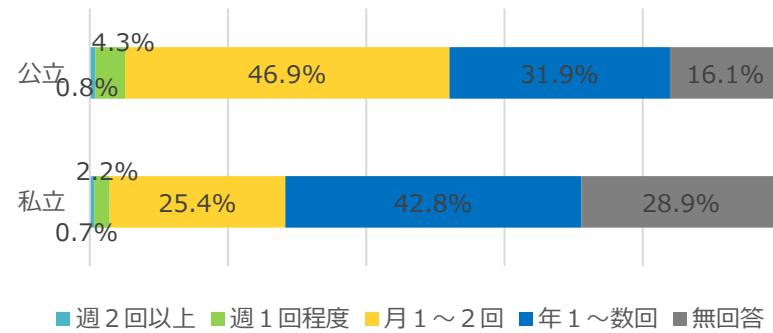


園内研修の頻度【長期休業期間中】

幼稚園



幼保連携型認定こども園



※ 母数：「園が自主的に研修を実施した」を選択した園

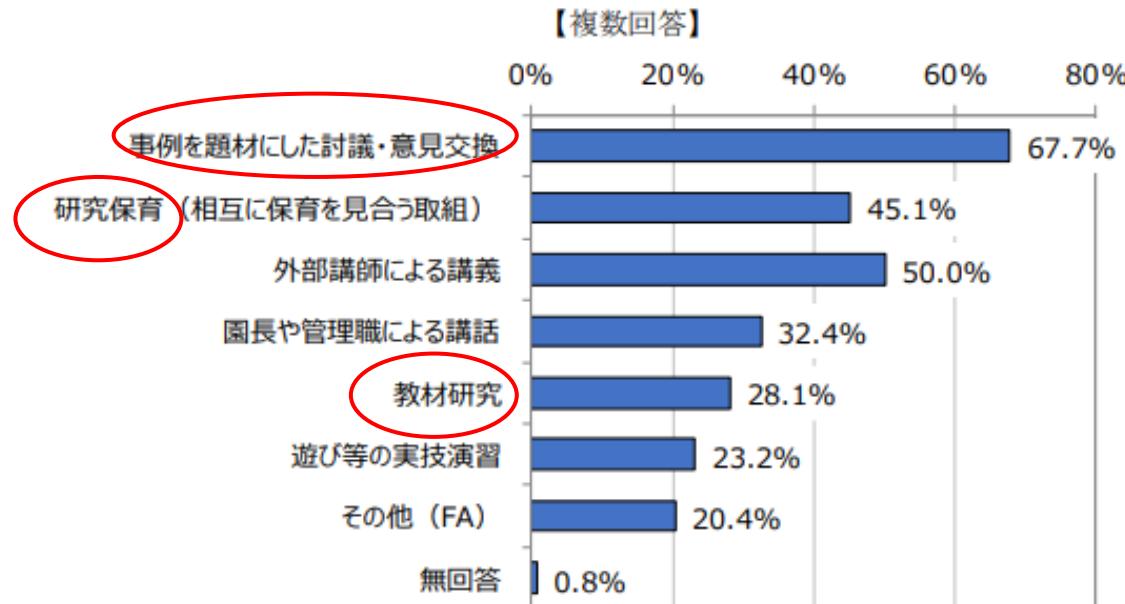
・6,345幼稚園（公立：2,238園、私立：4,107園）

・5,751幼保連携型認定こども園（公立：840園、私立：4,911園）

幼稚園等における研修(主な内容)

- 園（保育所や幼保連携型認定こども園を含む）において実施している研修として、事例を題材にした討議・意見交換、研究保育、教材研究等に取り組む園が多い。

図表9 園内研修の実施内容(園内研修実施園 n=3,256)

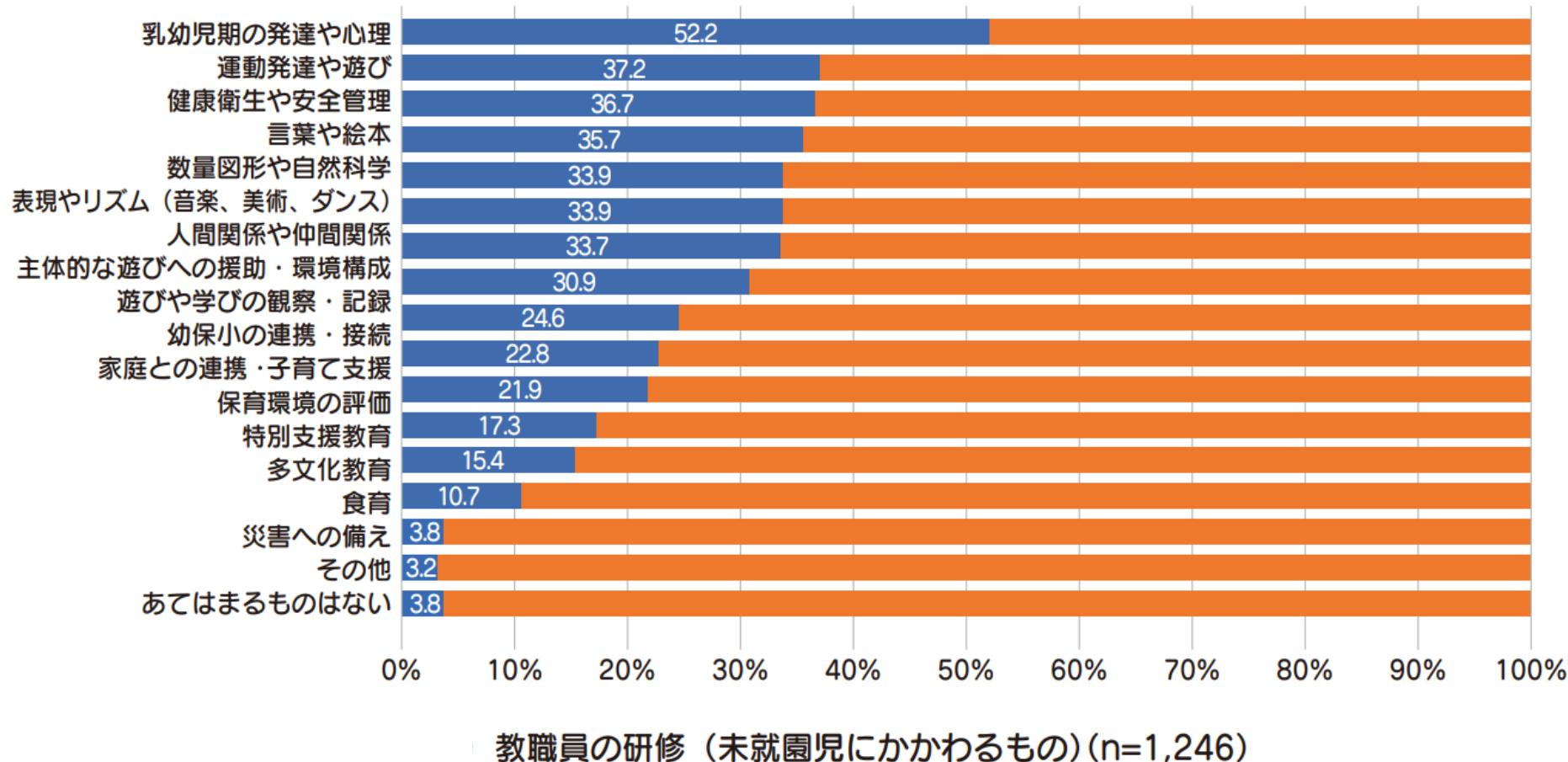


「その他」に挙げた研修として主なものは、日常保育（子どもの人権、障害児理解、給食）人材育成関係（キャリア、メンタルヘルス、ハラスメント等）、安全管理関係、緊急時関係（食中毒、感染症、災害時訓練等）、ICT・WEB等を活用した研修、他園・他機関と連携の研修などの回答があった。

(出典)文部科学省令和5年度委託調査「幼児教育の好事例の収集・蓄積・活用に関する調査研究」報告書
※全国の幼児教育施設より、幼稚園5,000、保育所3,000、幼保連携型認定こども園1,500を無作為に抽出し、調査(回答率約37%)

幼稚園等における研修(0~2歳の未就園児関係)

- 未就園児に関わる園の研修について多いものは、「乳幼児の発達や心理」、「健康衛生や安全管理」、「運動発達や遊び」、「家庭との連携・子育て支援」、「主体的な遊びへの援助・環境構成」。



(出典)文部科学省令和6年度幼児教育の学び強化事業

「幼稚園等における0~2歳児の受け入れ」(委託先:一般社団法人保育教諭養成課程研究会)より

幼稚園等における研修ニーズ

- 園長が求める研修ニーズとして高いものは、「特別支援教育」、「防犯・防災や事故防止など子供の安全」、「小学校教育との連携・接続」、「子供理解」、「人権問題・人権教育」、「環境の構成と保育者の援助」、「カリキュラムマネジメント」、「小学校教育への接続を考慮した教育課程の編成」、「保護者との連携・協力」、「園長としての役割」など。

園長が求める研修	平均点	標準偏差
①特別支援教育	4.88	.356
②防犯・防災や事故防止など子供の安全	4.83	.414
③小学校教育との連携・接続	4.76	.497
④子供理解	4.75	.557
⑤人権問題・人権教育	4.66	.589

園長が求める研修	平均点	標準偏差
⑥環境の構成と保育者の援助	4.65	.603
⑦カリキュラムマネジメント	4.64	.570
⑧小学校教育への接続を考慮した教育課程の編成	4.64	.571
⑨保護者との連携・協力	4.61	.591
⑩園長としての役割	4.58	.663

※それぞれの項目について、必要である（5点）、少し必要である（4点）、どちらともいえない（3点）、あまり必要でない（2点）、必要でない（1点）の5作法で調査

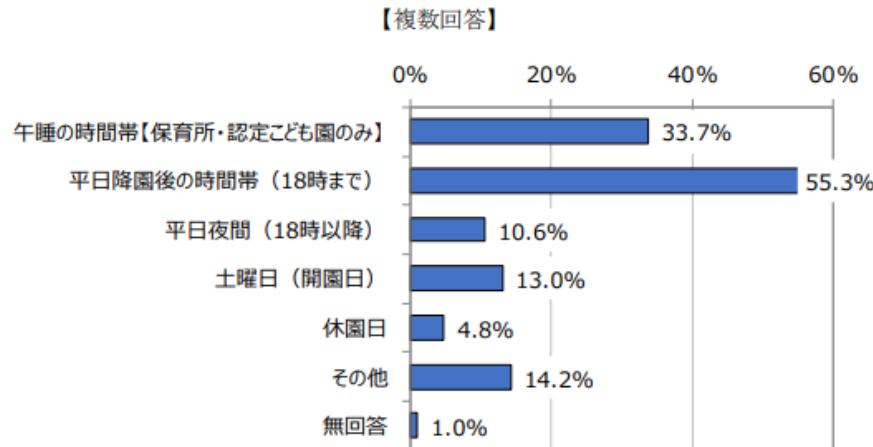
（出典）文部科学省 平成30年度委託研究「幼児期の教育内容等深化・充実調査研究」より

（※「全国国公立幼稚園・こども園長会」の協力を得て、全国764の国公立幼稚園・預保連携型認定こども園を対象に実施。園長536名から回答を得た。）

幼稚園等における園内研修の実施時間と実施上の課題

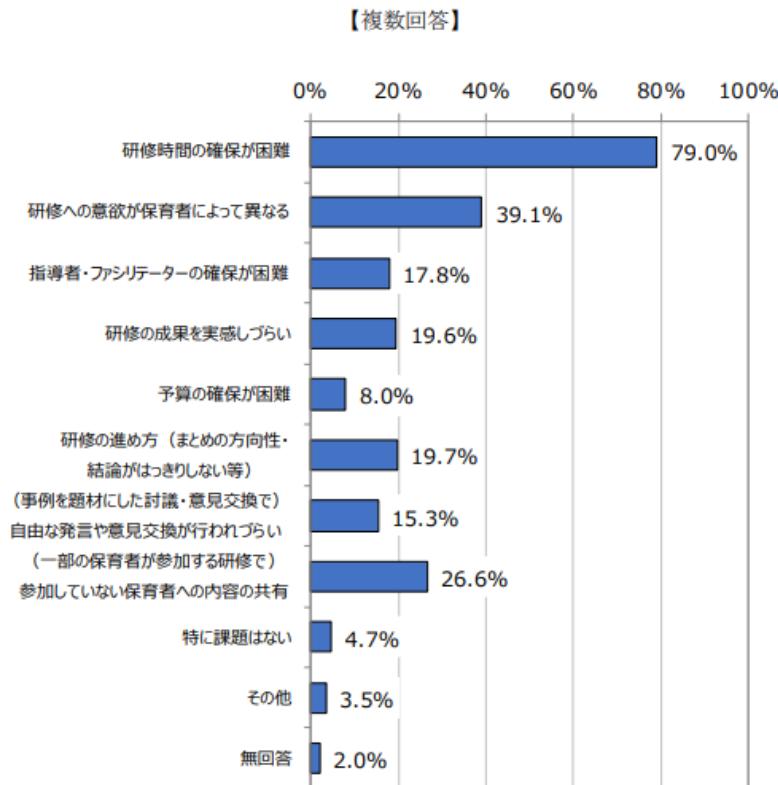
- 園内研修は、平日の子供の降園後に実施する施設が多い。（幼稚園以外では、午睡の時間帯にも実施するところが多い）。
- 園内研修を実施するうえでの課題として、特に「研修時間の確保」を挙げる園が多い。そのほか、参加者のモチベーションや、参加者以外への共有、研修の進め方や成果の把握等についても課題を抱えている。

図表 15 園内研修の実施時間帯(園内研修実施園 n=3,256)



「その他」として、「平日午後休園にして行った」、「行事後の子供のいない時間」、「動画をいつでも見られるようにしている」、「職員会議の時」などの回答があった。

図表 18 園内研修を実施するうえでの課題(園内研修実施園 n=3,256)



(出典)文部科学省令和5年度委託調査「幼児教育の好事例の収集・蓄積・活用に関する調査研究」報告書
※全国の幼児教育施設より、幼稚園5,000、保育所3,000、幼保連携型認定こども園1,500を無作為に抽出し、調査(回答率約37%)

(4) 幼稚園教諭に対する 研修の実施状況について

②地方自治体での研修

自治体による公立幼稚園等への研修の制度(法律)

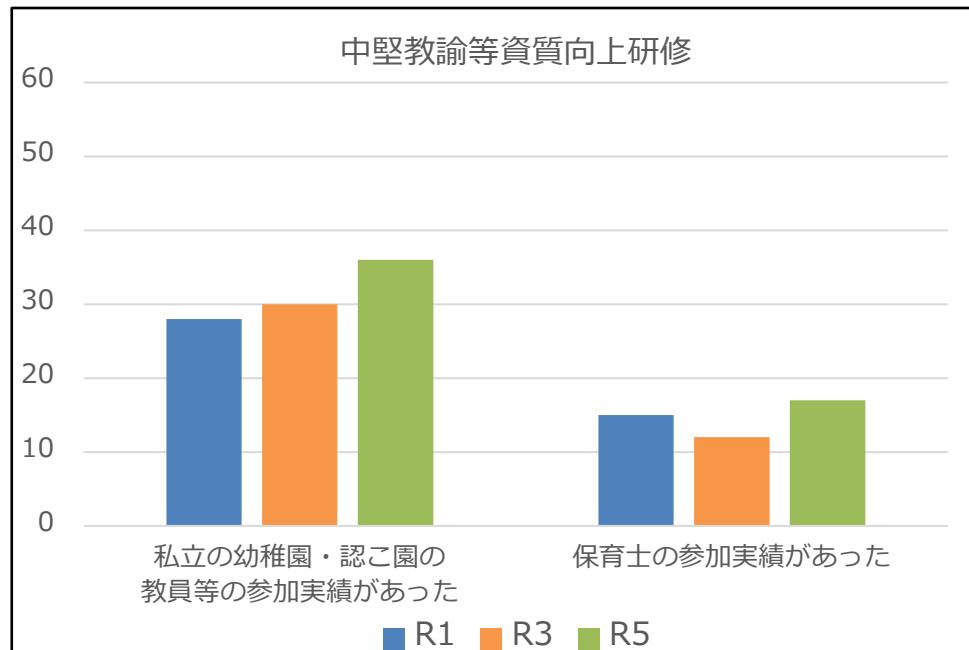
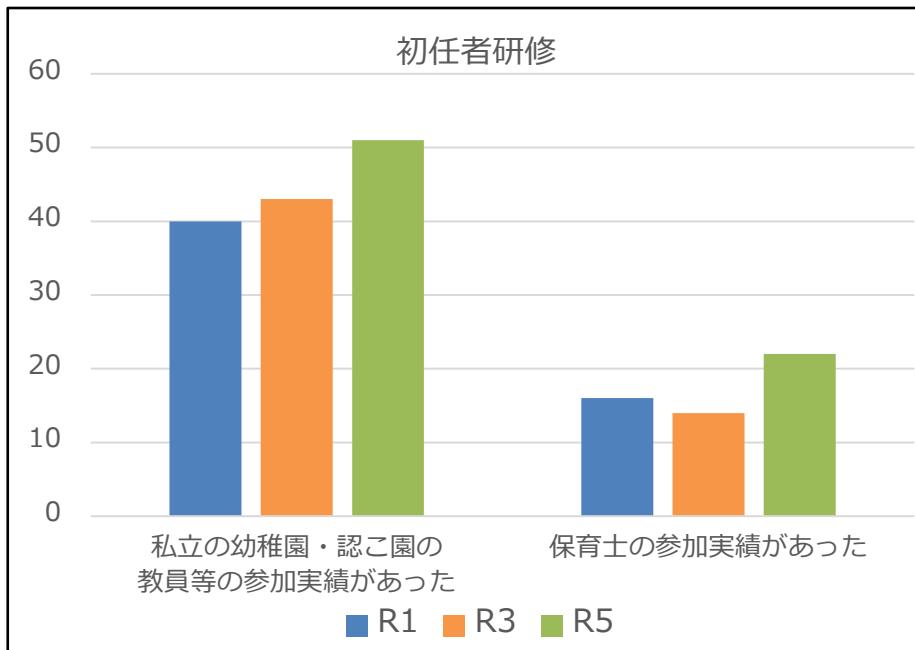
- 公立幼稚園等では、研修の実施に関して法制度化されている。
- 公立幼稚園と幼保連携型認定こども園では、研修の実施や指導助言を行う機関が分かれている。

	公立幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む)教諭	公立幼保連携型認定こども園保育教諭
採用	教育長	地方公共団体の長
昇任	教育長	地方公共団体の長
条件付き任用	6ヶ月	6ヶ月
政治的行為の制限	あり	あり
研修義務	絶えず研究と修養に努める義務	絶えず研究と修養に努める義務
研修実施者	教育委員会(任命権者)	地方公共団体の長(任命権者)
指導助言者	教育委員会(任命権者)	地方公共団体の長(任命権者)
指標策定者	教育委員会(任命権者)	地方公共団体の長(任命権者)
教員研修計画	教育委員会(研修実施者)	地方公共団体の長(研修実施者)
研修等の記録	教育委員会(任命権者)	地方公共団体の長(任命権者)
協議会の組織者	教育委員会(任命権者)	地方公共団体の長(任命権者)
初任者研修	当分の間、適用しない。 採用の日から起算して1年未満のうちに職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施(指定都市以外の市町村においては、都道府県教育委員会が実施)。	当分の間、適用しない。 採用の日から起算して1年未満のうちに職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施(指定都市以外の市町村においては、都道府県知事が実施)。
中堅教諭等資質向上研修	当分の間、指定都市以外の市町村においては都道府県教育委員会が実施。	当分の間、指定都市以外の市町村においては都道府県知事が実施。

自治体における幼稚園等に対する研修の実施状況 ①法定研修

- 都道府県や政令市において、法定研修（初任者研修、中堅教諭等資質向上研修）の中で私立幼稚園教諭や保育教諭、保育士を受け入れている自治体数は増加。
- 私立幼稚園教諭・保育教諭等を受け入れていない理由としては、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修とともに「公務員であること（幼稚園教諭であること）等を前提とした研修内容であり、私立の園の職員への研修として適していないため」が一番多く、保育所に勤務する保育士を受け入れていない理由としては、初任者研修、中堅教諭等資質向上研修とともに「都道府県が実施する別の研修により、研修を受ける機会が確保されているため」が一番多かった。（次頁参照）

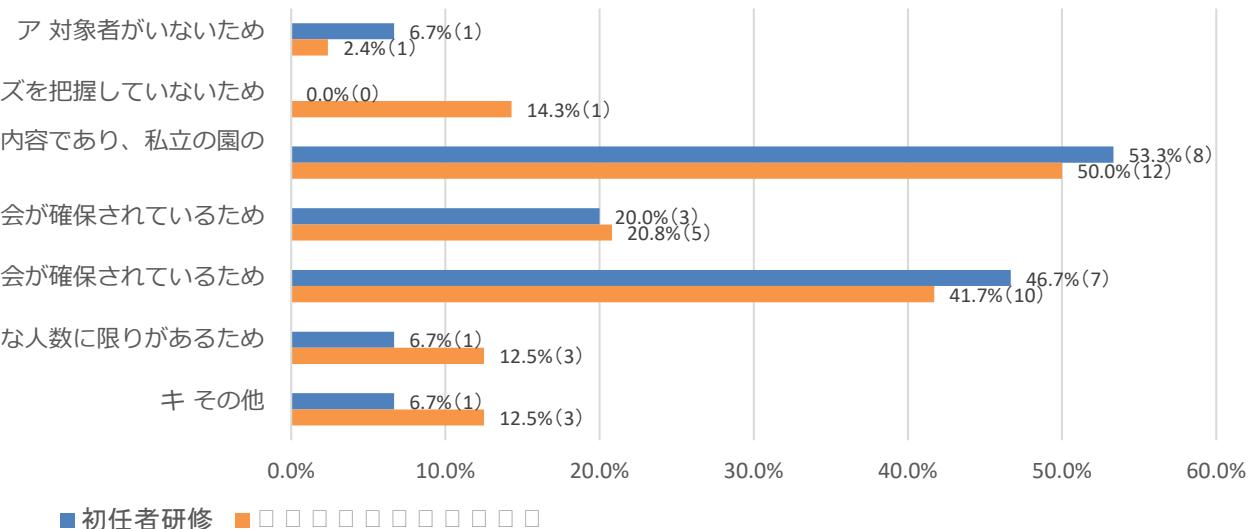
都道府県・政令指定都市が行う法定研修における私立幼稚園教諭等の受け入れ状況



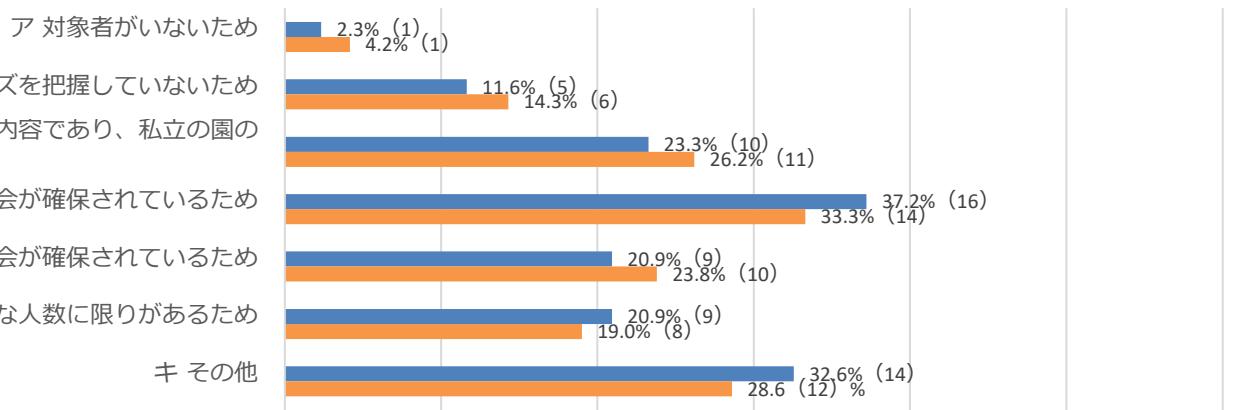
(出典)文部科学省 幼児教育実態調査(令和元年度、3年度、5年度)

法定研修における私立幼稚園教諭等の受け入れ状況（続き）

・私立幼稚園教諭・保育教諭等を受け入れてない理由



・保育所に勤務する保育士を受け入れてない理由



※1 母数：私立幼稚園教諭・保育教諭等を受け入れていない都道府県・指定都市数
(初任者研修：15自治体、中堅教諭等資質向上研修：24自治体)

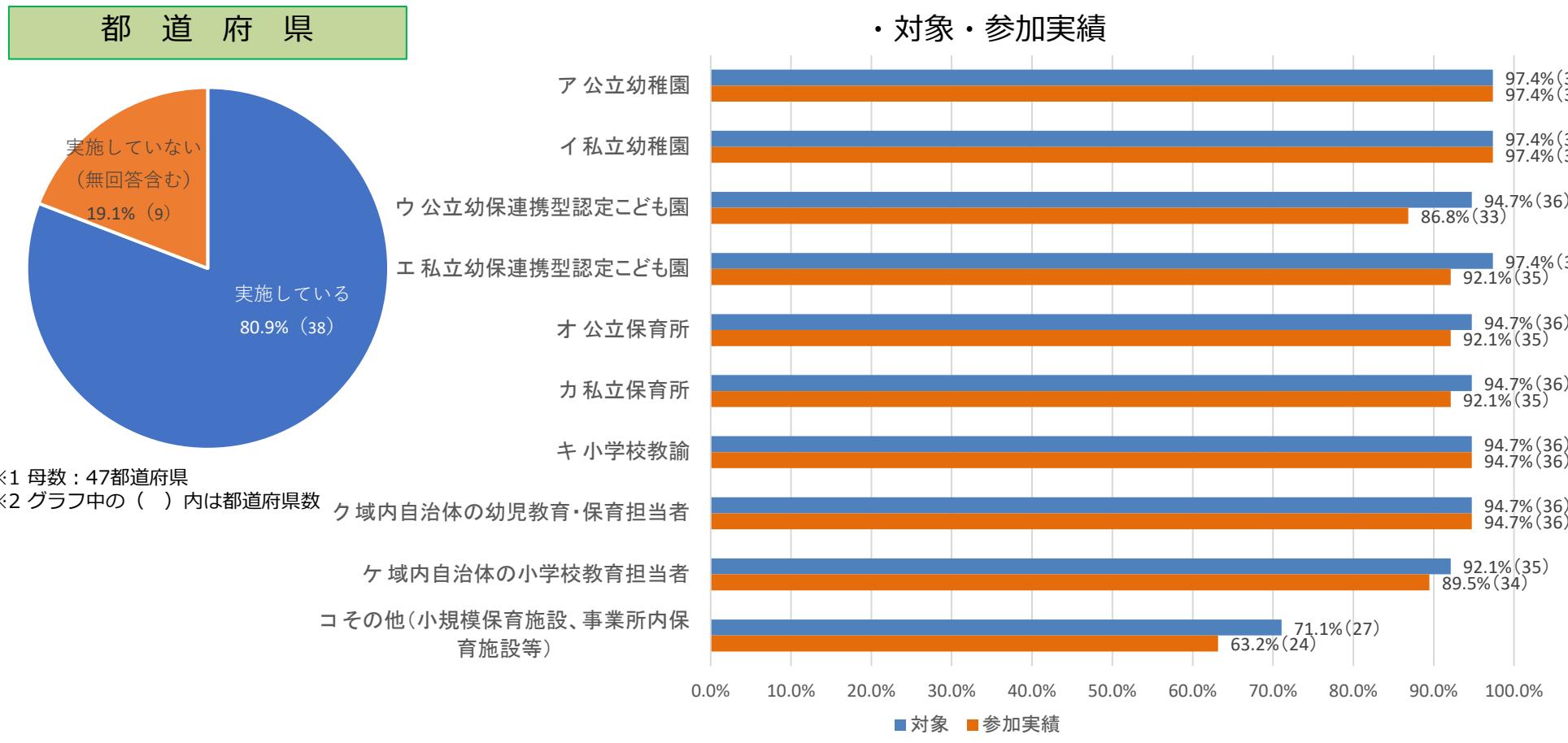
保育所に勤務する保育士を受け入れていない都道府県・指定都市数
(初任者研修：43自治体、中堅教諭等資質向上研修：42自治体)

※2 グラフ中の（ ）内は自治体数

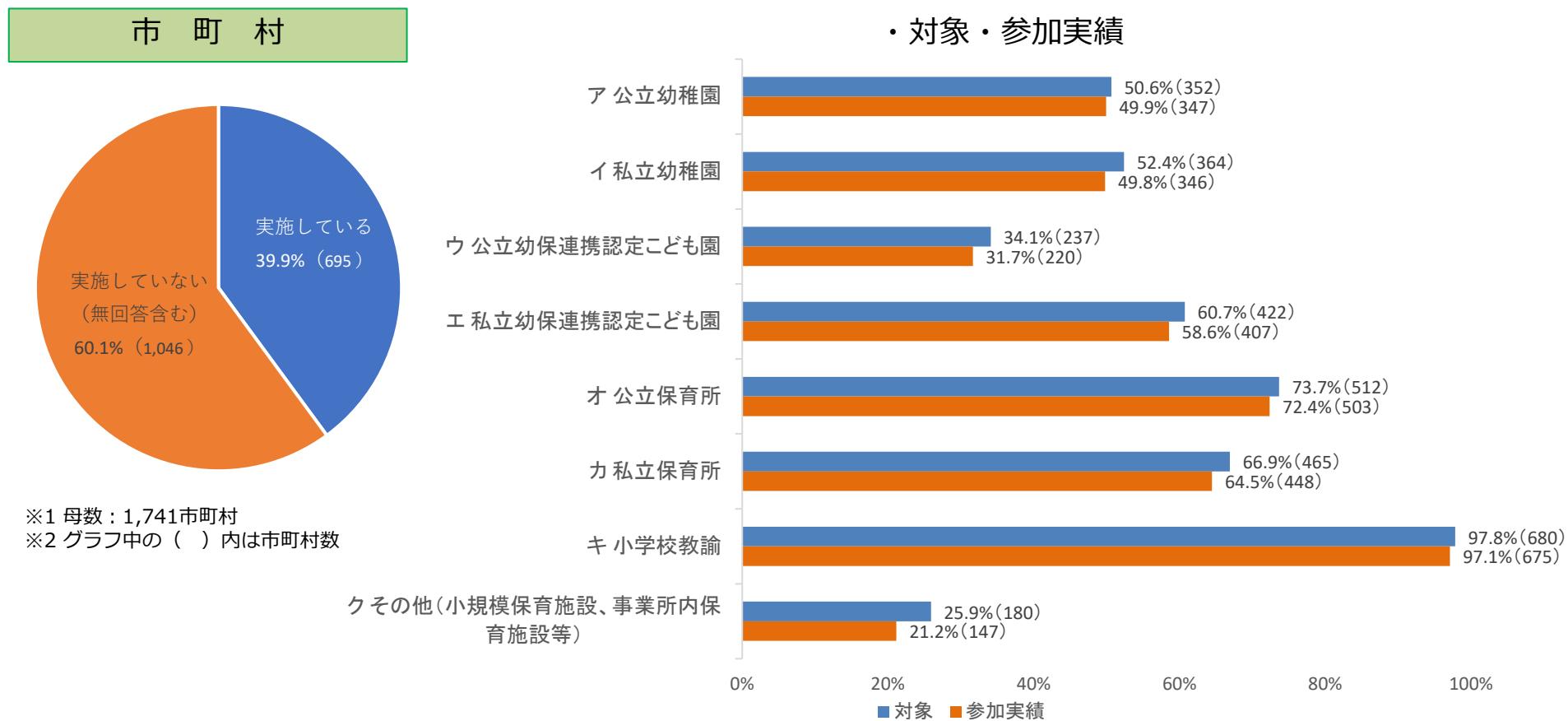
※3 複数回答

自治体における幼稚園等に対する研修の実施状況 ②幼保小の研修

- 都道府県単位では、幼保小の合同研修を実施している都道府県は80.9%であった。
- 幼保小の合同研修では、公私立問わず幼児教育施設職員及び自治体職員の参加実績があった。



- **市町村単位で幼保小の合同研修を実施している市町村は39.9%。**
- 市町村が行う幼保小の合同研修では、小学校や保育所の参加も多い。



自治体における幼稚園等に対する研修の実施状況 ③その他の研修

- 初任者研修、中堅教諭等資質向上研修及び幼保小の合同研修以外の研修を実施している都道府県は93.6%、市町村は31.2%であった。
- 実施している都道府県では、ほとんどの自治体が公私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園のいずれもを対象としている。
- 実施している市町村では、対象にばらつきがある。

都道府県

実施していない（無回答含む） 6.4% (3)



※1 母数：47都道府県

※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数

・主な対象（複数回答可）

ア 公立幼稚園

100.0% (44)

イ 私立幼稚園

97.7% (43)

ウ 公立幼保連携認定こども園

100.0% (44)

エ 私立幼保連携認定こども園

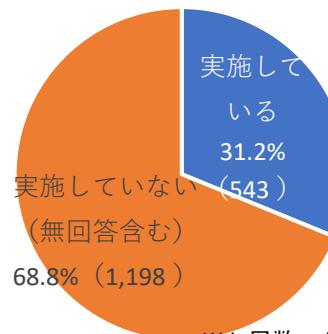
97.7% (43)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

※1 母数：実施していると回答があった44都道府県

※2 グラフ中の（ ）内は都道府県数

市町村



※1 母数：1,741市町村

※2 グラフ中の（ ）内は市町村数

ア 公立幼稚園

63.5% (345)

イ 私立幼稚園

41.3% (224)

ウ 公立幼保連携認定こども園

44.6% (242)

エ 私立幼保連携認定こども園

56.4% (306)

0% 20% 40% 60% 80% 100%

※1 母数：実施していると回答があった543市町村。

※2 グラフ中の（ ）内は市町村数